

令和4年3月愛荘町議会定例会会議録

令和4年3月17日（木）午後1時00分開議

議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1

---

出席議員（14名）

|              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 久保田 正 利 君 | 2番 小 菅 久 宣 君  |
| 3番 中 川 喜代和 君 | 4番 澤 田 源 宏 君  |
| 5番 村 西 作 雄 君 | 6番 森 野 隆 君    |
| 7番 上 田 太 治 君 | 8番 高 橋 正 夫 君  |
| 9番 外 川 善 正 君 | 10番 河 村 善 一 君 |
| 11番 瀧 すすみ江 君 | 12番 竹 中 秀 夫 君 |
| 13番 辰 己 保 君  | 14番 村 田 定 君   |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |        |                      |        |
|--------------|--------|----------------------|--------|
| 町 長          | 有村国知君  | 副 町 長                | 中西 功君  |
| 教 育 長        | 徳田 寿君  | 教 育 次 長              | 上林市治君  |
| 総務政策監        | 青木清司君  | 福祉政策監<br>兼ワクチン接種推進室長 | 森 まゆみ君 |
| みらい創生課長      | 西川傳和君  | 経営戦略課長               | 生駒秀嘉君  |
| 公共施設最適配置推進室長 | 久保川瑞穂君 | 給食センター所長             | 本田有弘君  |
| 図 書 館 長      | 茶谷えりか君 | 学校教育担当課長             | 辻 裕樹君  |
| くらし安全環境課長    | 水谷徹也君  | 福 祉 課 長              | 田中孝幸君  |
| 健康推進課長       | 木村美紀君  | 商工観光課長               | 藤野知之君  |
| 建設・下水道課長     | 羽田順行君  | 農林振興課参事              | 山本拓也君  |

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 徳田郁子 書記 伊谷一真

開議 午後1時00分

### ◎開議の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、こんにちは。大変御苦労さまでございます。

昨夜、11時36分頃、宮城、福島県を中心に震度6強という大変大きな地震が発生しました。お亡くなりになりました方に心より御冥福をお祈り申し上げます。また、けがをされた多くの方々、建物等多くの被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。座らせていただきます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（村田 定君） 日程第1 一般質問を行います。

今期定例会は9名の一般質問通告があり、本日は5名の一般質問を行います。

議会改革条例に関する要領第9条の7において、質問時間は答弁時間を除き30分以内とし、一括方式の質問回数については3回まで、また、30分を経過した場合、その質問を終了するまで認めとなっておりますのでよろしくお願いをします。

発言は自席にて行います。アクリル板を設置しますので、よろしくお願いをいたします。順次発言を許します。

---

◇ 澤田源宏君

○議長（村田 定君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 一括方式で一般質問を行います。

まず最初に、有村町長、圧勝の2期目当選おめでとうございます。今回、住民の審判を受けていない私が質問するのも恥ずかしい限りですが、選挙では、町長の1期目が評価されたものと思いますが、約2,000人余りは相手候補者に投票されました。

そこでお聞きいたします。相手候補が公約にしておりました給食費の無償化、町長の給与の30%カット、庁舎統合をもう一度立ち止まって、再度住民の意見を聞くとなっていましたが、そのことについての町長の思いや意見をお聞かせ願いたい。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） まず、子供たちの給食費の無償化についてでございますが、現在、愛荘町では2,500人の園児生徒に対し、約3億円の予算を充て給食の提供を行っています。

給食費としては、約1億円を保護者の方々に御負担いただいておりますが、差引きの約2億円は、町民の皆様の御負担とも言える予算で提供しています。町の将来を担う子供達を育む上で、社会との接点となる給食費こそ保護者の皆様からお預かりし、おのおの務めを果たしていきたいと考えています。

また、学校給食法の規定や受益者負担の観点からも、給食費は保護者の皆様からお預かりし、御事情により支援が必要な世帯に対しましては、町は世帯によってはその手当てを引き続きしてまいりたいと存じます。

次に、町長の給与の30%カットについてですが、私は、この手法は愛荘町の政治の貧困を招き、そのような文化にしてしまうと、有為な人材が町政を志すこともなくなり、結果として愛荘町の発展を遅らせることにつながると考えています。

次に、庁舎統合は、住民の声を再度聞くとの主張ですが、庁舎をはじめとする公共施設の最適配置は、避けて通れない町の課題であります。

合併から既に17年目となり、各施設の維持存続に毎年億を超える予算が充てられる中、町の未来を見据え、これに真摯に向き合うことが求められていると考えます。

昨年の春は、コロナ禍ゆえ、説明会に代えてより分かりやすく作成した概要版と本体、併せて動画もQRコードをおつけしての各戸への資料配布を実施しておりますが、新体制となった議会と行政が両輪となり本件に取り組み、住民説明会を開催していきたいと考えております。

先般、3月議会定例会初日において、2期目に当たっての所信の一端を述べさせていただきましたが、「日々の暮らしを笑顔につなげる絆を取り戻そう」をスローガンに、力強く歩みを進めてまいりたいと存じます。

澤田議員におかれましても、町東部エリアの素晴らしい自然環境を活用したにぎわいの創出に向け、主体的な活動もされており、東部エリアにお住まいの方々とともに、様々なアイデアや活性化策を御提案いただいております。

今まで以上に愛着と誇りを感じていただける町の実現に向け、豊かな自然環境を生かした町東部エリアのにぎわい創出が大事なテーマとなりますが、にぎわいづくりは

行政のみが主体となって進めても叶うものではありません。

ノウハウを持たない行政が運営主体となるB t o Cは、よほどの成功要因がない限り、どこもそうですが、早晚難しくなり、住民にとっても負担となることも多いものですから、住民発意のアイデアや積極的な関与ということも併せて頂きながら、地域住民の方々と行政、ノウハウを持たれる方々などの有志とディスカッションを、それこそ単年度でなく複数年でも重ねながら、地域にとってもより納得感と主体性を発揮いただけるものにしていきたいと思っております。

私たちが必要としているのは、センセーショナルな言葉や手法ではなく、日々の実直な暮らしをどう守り、つなげていくのかということであります。今後も誠実に実務に当たってまいりたいと存じます。

○議長（村田 定君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 全ての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないという心構えを持って、多様化する住民の意思を反映させ、住民としっかりコミュニケーションを取り、勇気と奮起を持ち、町政に当たっていただくよう要望し、質問を終わります。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時08分

再開 午後1時10分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 森野 隆君

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 6番、森野 隆です。本日の一般質問、3つ質問を用意しております。1問目は全国学力・学習調査結果と「読む力」、2問目は、第2次総合計画（後期基本計画）のための町民アンケート調査の目的と内容、3つ目が新型コロナウイルス接種率の推移と情報公開の3つについて質問いたします。

それでは、1つ目の最初の質問でございます。全国学力・学習状況調査結果と「読む力」の向上策について。

広報あいしょう21年12月号に、教育委員会が令和3年度全国学力・学習状況調

査結果による国語と算数・数学別の正答率をグラフで示して、ともに正答率は全国平均や県平均を下回り、学年に進むにつれて差が大きくなると解説しておられます。それはそれで大きな問題ではありますが、正答率が前回に比べて上昇してあるのか、上昇傾向にあるのか、低下傾向にあるのかが分かりません。

そこで、学びの基礎となる3つの力の1つとして挙げられている「読み書き」の力（基礎的読解力）に直結する国語について、広報あいしょう19年12月号に掲載された平成31年度の調査結果と比べてみました。

小学校では、平均正答率が59.0%と、前回に比べ1ポイント上昇していますが、領域別正答率では、「話すこと・聞くこと」と「書くこと」では、前回に比べてそれぞれ5.1ポイント、10.4ポイント上昇しているものの、「読むこと」については39.0%と、前回に比べ38.6ポイントも低下しています。

中学校では、平均正答率が56.0%で、前回に比べ12ポイント低下しており、領域別正答率では、「話すこと・聞くこと」は前回に比べて6.5ポイント上昇していますが、「書くこと」については46.4%と、前回に比べ30.4ポイントも低下、「読むこと」については41.1%と、前回に比べ23.7ポイントも低下しています。

また、1日当たりの読書時間を見ますと、「全く読書をしない」が小学校で27.9%と、前回と同じ水準を保っていますが、中学校では62.7%と、前回に比べ10.4ポイントも上昇しています。

そこで、3つの質問と2つの提案をさせていただきますので、論点をそらさずに、的確にお答えください。

まず1つ目、小中学校ともに「読むこと」の正答率が低い上に、前回に比べ大幅に低下していることの原因はどこにあるとお考えですか。

**○議長（村田 定君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** お答えをいたします。

平成31年度と令和3年度とを比べると、全国平均は小学校で34.5%、中学校で23.7%低くなっています。そのことから、問題の難易度が違うと推測されます。全国平均が高いときは愛荘町も高く、全国平均が低いときは愛荘町も低くなっています。いずれにしても、本町の結果が全国平均を下回っていることにつきましては重く受け止めています。

今年度の調査では、出題数14問中、「読むこと」の領域に関する問題は3から4問

です。非常に限られた設問の中で、その原因をピンポイントに絞り込むことはかなり困難ではありますが、子供たちのメディア使用時間が長く、写真や動画、短い言葉の表現に慣れ、視覚処理に頼りがちになっていること等が1つの原因ではないかと推測しています。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） こういうことも考えられないのでしょうか。コロナ禍による休校ですとか、G I G Aスクール構想によるパソコンというか、タブレットといいますかの利用の影響等々は影響されていないのでしょうか。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

コロナ休校に関しましては、授業時数等においてのいわゆる学習時間、物理的な減少というものはさほどなかったというふうに考えております。ただし、家庭に帰ってからの子供たちの精神状況、そういうものが、家庭学習に例えば集中できないような状況があったかというようなことも考えられますので、その辺はもう少し、今後も注視をしていく必要があるかなというふうに思っております。

一方、タブレットの使用につきましては、本町におきましては、原則、学校におきまして活発に活用するというございます。臨時休業等に関しても持ち帰ることがございますけれども、その使用が逆に読む力等の妨げになっていると、即妨げになっているというふうには、現場としては捉えておりません。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 今回のこれが、コロナ禍による休校であるとか、タブレット等々のG I G Aスクール構想に直結するというのは、少し乱暴な結びつけだったかもわかりません。

次の質問に行きます。特に、中学校では「全く読書をしない」が6割を超え、しかも増加傾向にある原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 中学生の1日当たりの読書時間を平成31年度と令和3年度とを比べますと、1時間以上読書をしている割合はほぼ同じですが、読書時間が1時間未満の割合につきましては減少が見られ、その分、まったく読書をしない割合が増えております。

これも推測ではありますが、原因の1つとして挙げられますのは、1日のゲーム時間が3時間以上と答えている生徒の割合が、全国平均より多いということです。

全国学力・学習状況調査の質問には、スマホやパソコンを使ってのゲーム以外のインターネットの利用時間は含まれておりません。さらにそれも含めると、ゲームやネットに多くの時間を費やしていると思われます。そういう意味では、いかにメディアの使用時間をコントロールするかは、極めて大切な課題であると考えます。

教育委員会としましては、減メディア・親読書、毎週水曜日はノーメディアデーの呼びかけを町全体に行ってまいりました。今後もこの取組を継続してまいります。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** ゲームをされる時間が、全国に比べても少し、当町の児童等々が多いというようなことですが、ゲームに関しましては、これ、愛荘町だけの話ではないと思うんです。全国の小中学生がゲームをする、本を読まなくなってゲームをするというような問題が多くあると思われます。

家庭で本が読まなくなったことや学校で子供が本に興味を持つ本を紹介できてないこと等は、やっぱりこれ、大人に責任があるのではないかと考えております。どうか家庭でも、また学校でも、大人がその本の楽しさ等々を十分知っていただけるように教えていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行かせていただきます。対策の1つとして、読書の機会をつくることが挙げておられます。愛荘町の住民の年代別の読書時間は、現在どのようになっているのでしょうか。

**○議長（村田 定君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** 愛荘町住民の年代別読書時間につきましては、これまで統計を取ったことはございません。

今後、子供から大人までの読書活動の実態を把握するための手法や時期等につきましては検討してまいります。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 読書時間は統計取れてないということです。非常に難しい統計だと思います。ただ、どんな施策の立案にでも、やっぱり基礎的なデータというのは不可欠だと私は考えております。やはり、何らかの方法でそういったことも取ってみる必要があるのではないかと考えております。



一朝一夕に読書の習慣はつかないと私自身も考えております。大人も含めて、今後どのように読書の習慣をつけていくのか、教育長、具体的な工程が教えていただければ幸いです。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 読書の機会を増やすことの具体的な工程という、そういうことでよろしかったですね。

先ほども御指摘ございましたけれども、読書の輪を広げるということにつきましては、本当に年代の低いほうから高いほうまで、子供から大人まで町中にその輪を広げていくということが必要でございます。そういうことで、もちろん就学前の部分で必要なこともございます。

あるいは幼稚園、保育園、あるいは小中学校、そこまでを見通して、今後、例えばお腹の赤ちゃんから16年間、中学校卒業するまでの16年間を見通した読書習慣をつけるというようなことも、今構想としては考えているところでございます。

それに加えまして、先ほど御指摘ありましたようなデータを大切にしながら、それを生涯学習という意味でも、読書というのは重要でございますので、さらに広い年代のほうへ広げていくということを同時に並行して行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 今ほども答弁いただいたんですけども、どのようにして読書の機会をつくろうとするのか、また、これから提案の1つに入っていくわけなんですけれども、有村町長は、今回の町長選で公約の中に『子どもも大人も』まるごと読書習慣の推進」を掲げて当選されました。隗より始めよという言葉があります。遠大なことをするときには、まず身近なことから始めよという意味です。平成21年にまちじゅう読書を宣言している愛荘町として、まず町長と教育長が先頭に立って、行政職員が一定の目標を定めて読書の機会を増やす庁内読書運動を展開してはいかがでしょうか。読書量を増やすことは、職員の文書作成能力の向上だけでなく、知識を増やし、想像力を高めることによって、住民に寄り添った政策立案能力の向上につながると思います。いかがでしょうか。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 森野議員から御提案を頂きました、職員が主体的に読書に親

しみ、読書量を増やすことは、資質、能力の向上を図るという点で有効な手法の1つであり、政策立案能力の向上にもつながるものと考えます。現在も、副町長から職員にお勧めの図書を不定期に紹介いただいております。まちじゅう読書の宣言の担い手の1人である行政職員が、楽しみながら、持続可能で、しかも役場全体での連帯感を感じながら行える仕組みを考えてみたいと思います。

役場職員が起こせる読書運動の波というのは限定的ですので、まちじゅう読書の波を大きなうねりにしていくには、やはりこの町の様々な人々の力が必要だと考えます。そうした皆さんの力をどんな取組でどのように引き出し、つなげていくか、そのことについては、できることから計画的に進めていくことが不可欠であると考えます。そのビジョンについては、教育長からお答えさせていただきます。

**○議長（村田 定君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** それでは、続けまして私のほうからお答えをさせていただきます。

読書の機会をつくる方法につきましては、そのターゲットにする層が子供なのか大人なのかによりまして随分違いがありますが、その前に、議員が例を挙げられましたように、可能な範囲で実態把握を行う必要があると思います。その上で、戦略を十分練り、効果的な対策を講じていく必要があると考えます。

並行して、これを機会に今までできていなかったまちじゅう読書の宣言が議決されてから今日までの取組の成果や課題の検証、総括を行い、新たに5年間のアクションプランを設定することを考えています。

なお、そのアクションプランができるまでの期間におきましては、先ほども申し上げましたけれども、「未来を拓く 愛荘16年教育」構想にありますように、お腹の赤ちゃんから中学3年生までの16年間の一貫した読み聞かせ、読書活動の推進を図ってまいります。

特に関係各課が庁舎横断的に連携をし、かつ学校、園、各種団体、家庭等とも共通理解を図りつつ取組を推進することとしております。加えて、これまで行ってきました小学校への図書指導員配置の継続と中学校への拡充の検討を行うとともに、次年度におきましては小学校低学年の学級文庫の充実整備を行う予定でございます。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 今ほど、教育長のほうからアクションプランというような新

しいことも考えているというようなことを言っていただきましてありがとうございます。本当におっしゃっていただいたように、まちじゅう読書を宣言して13年、これたっているわけなんです。でも、読書の習慣が定着しないということは、やはり今までの方策では駄目だということだと私、考えております。やっぱり着眼点をしっかり変えて、今まで13年間の着眼点じゃなしに、違う着眼点を変えて、広く住民の知恵を借りてでも、抜本的な方策を立てなければ、まちじゅう読書の宣言をしている町というのが、なかなか胸を張って言えないのではないかなと思っております。

今、教育部門ではGIGAスクール構想等々でタブレットを使つての教育ということも片方ではありますけれども、やはり、教育の基本というのは、教育長、これはよくよくお分かりでしょうけれども、紙と鉛筆、そこが私、やはり基礎基本というか、まず底辺だと思ふんです。そこから、紙と鉛筆で学習して、そこからそのようなタブレット等々で学習をしていくというようなことですので、どうもGIGAスクール構想ということで、こちらのほうにウエートをかけがちですけれども、もう一度原点回帰ではないですけれども、紙と鉛筆の学習というのも、いま一度考えていっていただきたいと思っております。

それでは、提案2のほうに行きます。メディアの定義にもよりますが、今の世の中、1日たりとも、脱メディアはあり得ません。メディアのメリットとデメリットを分かりやすく説明した上で、読書の効用や重要性を説くのではなく、読書の楽しさ、すばらしさを体験してもらふべきです。そこで、現在の図書館協議会を活性化して、町内の読書人口を増やす具体策を立ててはいかがでしょうか。

ちょうど令和4年は委員の改選期です。委員の選任基準を一部改正し、読書に関する小論文提出を条件に、自薦、他薦を問わず、本当に本が好きで、読書に高い見識を持つ委員を教育長自らが責任を持って選び、2019年4月策定の5か年計画、愛荘町まちじゅう読書の計画(第2次愛荘町図書館基本計画)の進捗状況と成果を検証し、子供たちだけでなく大人も含めた住民全体の読書習慣を高めるために必要な修正をすべきです。これは、愛荘町立図書館条例を改正しなくても、教育長がやる気になれば可能です。いかがでしょうか。

○議長(村田 定君) 教育長。

○教育長(徳田 寿君) お答えをいたします。図書館協議会の活性化とその人選に関する御質問と理解してお答えをさせていただきます。

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に意見を述べる機関でございます。

図書館協議会の議事録を御覧になると分かりますとおり、大変闊達な意見交換がなされております。行政に対する厳しい指摘や具体的な提案も頂くことが多々あり、図書館事業の推進、また読書活動の推進に大きな貢献を頂いております。

委員の人選につきましては、愛荘町図書館条例に基づき、図書館に識見を有する方より任命しております。なお、国の法令である図書館法施行規則には、図書館協議会委員の要件として、社会教育、学校教育、家庭教育の関係者、学識経験者の中から選任すると規定されていることから、今後、図書館協議会委員の要件を明確にすることについて検討してまいります。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 私も先日、図書館協議会を傍聴させていただきました。ありがとうございます。非常に活発な意見が出ておりました。

昨今、本当に図書館というキーワードで、まちづくりですとか、また人の流れ、人流とかという、非常に図書館が注目されています。昨今というのも、少し前からですけども、そこでやはり図書館の存在というものは非常に大事になります。

愛荘町の図書館、非常に立派ないい図書館だと私も思っております。やはり、ふだんから、図書館をふだんから本に親しんでいる人にとって、図書館というのはとてもなじみの深い場所であります。ただ、ふだんからなじみのある場所だけでも、本に興味のない人は、図書館というところに足を運んでいただくための努力、それをまた、今日も館長さんお見えですので、十分考えていただいて、図書館にさえ来ていただいたら楽しいことがあるんだよというようなことをどうか住民の皆さんに今後もアピールしていただきたいと思っております。本当に、図書館は心の栄養だと思っております。ぜひとも図書館を生かしたまちづくりができないのかなと、私も十分考えてこれからまいりますので、ひとつよろしく願いいたします。

図書館協議会を傍聴させていただいて、やはり、そこにもいろんなヒントがありまして、例えばガチャコンカードの利用で、非常に、ゲーム感覚でやると。先ほどゲームを否定しておりましたけれども、そうじゃなしに、やはり楽しんで、本当に読書の面白さを感じてもらえる場所だと思っております。また、ふるさと納税で図書館が使えるようなふるさと納税も考えていただいておられますし、非常に図書館とし

てはありがたいことだと思います。

また、本によりまして、読書ということですが、短い文章の一部を読む力というよりも、やっぱり本を1冊読み通す力ということが非常に大きな力になると思いますので、何とかまちじゅう読書を宣言しているこの愛荘町に読書が根づくようお願いいたします。

教育長のほうから一言ありましたらお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 教育長。

**○教育長（徳田 寿君）** 森野議員からは、本当に図書館に対する、あるいは読書活動に対する応援というか、そういうメッセージを頂いているというふうに受け止めております。議員も申されましたように、やはり図書館に行き慣れた方にとってだけの憩いの場所ではなしに、図書館に行けば何かいいことがある、あるいはほっこりするとか、そういうものでなくてはならないと思いますし、そのためには、図書館の敷居が低いものではないといけないというふうに思っております。

そのためには、いろんな、先ほど御紹介いただきましたような楽しい企画をすることももちろん大事だと思いますし、それから職員の来館者に対する接し方、そうしたものも重要であろうかと思っておりますし、学校等におきまして、学校での読書活動と、それから図書館での読書活動をうまくリンクさせることによって、子供たちが図書館へ行きたいと思う、そして、そこに大人の方が一緒についていかれるというようなことでの広がりも期待できるかと思っておりますので、今後とも、住民の皆さんからの御意見も頂きながら、十分、関係各課のほうでも練りながら、効果のある取組につながるような方策を検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** それでは、第2次総合計画（後期基本計画）のための町民アンケート調査についてを質問いたします。

2月上旬、無作為に抽出された18歳以上の2,000名を対象に配布されました第2次愛荘町総合計画（後期基本計画）策定に係る町民アンケート調査の調査票を5年前に実施された前回調査と比較しながら読みました。

まず、違和感を持ったのは、間もなくパブコメが予定されているまちづくりグランドデザイン2040が、20年後の2040年に実現すべき愛荘町の姿を示そうとし

ているのにもかかわらず、最上位計画である第2次総合計画の後期基本計画の策定のために実施した町民アンケート調査が、10年後になってほしい愛荘町を質問している点です。

また、質問の内容の大半が前回の微修正にとどまっているのではなく、1つ、小中学校教育に関する取組に、今ほども質問しましたけれども、教育委員会が重視されている読書の機会をつくるが漏れている。

2つ目、行政運営の効率化の例として、公共施設の最適化を挙げられている。

3つ目、DX、デジタルトランスフォーメーションや、ICT、インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの用語説明に、情報リテラシー（使いこなせる能力）の格差やセキュリティリスクなどのデメリットが含まれていないなど、全庁横断的かつ緻密な検討と調整が不十分と感じました。

そこで、2つの質問と1つの提案をさせていただきますので、論点をそらさず、的確にお答えください。

質問の1つ目です。今回のアンケート調査の委託業者と委託費用を教えてください。

2つ目の質問です。なぜ、なってほしい愛荘町について、20年後でなく10年後としたのですか。

その次、ランドデザイン2040の整合性について、建設・下水道課をはじめ、全庁横断的な検討、調整をどのようにされたのですか。

3つ目、今回の町民アンケート調査結果をどのようにランドデザイン2040に反映されるお考えですか。前回から5年たったから実施しようという安易な気持ちはなかったと言い切れるのでしょうか。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 愛荘町総合計画は、その策定に関して条例に定められており、長期的な展望のもと、町が目指すべき将来像を示し、その実現に向けたまちづくりの進め方を施策分野ごとに定めております。

一方、その総合計画を反映する愛荘町ランドデザイン2040は、長期的な将来を見据えた魅力ある愛荘町を創造していくための構想として、効率的かつ持続可能なまちづくりの方向性を分かりやすく具体的に示した将来ビジョンであり、両者は位置づけが異なるものでございます。

今回の総合計画のアンケート調査業務に関しましては、株式会社パスコ滋賀支店に

委託をしており、委託料は315万7,000円となっております。

次に、本町の総合計画につきましては、計画の核となる基本構想を10年、基本計画を前期5年、後期5年とした計画期間で構成をしており、5年おきに町民の皆様を対象とした意向調査を実施しているところでございます。

なぜ10年後としたのかについては、第2次総合計画策定時に、基本構想部分の10年に合わせ、町民の皆様に比較的町の将来像をイメージしていただきやすい10年後を設定し調査を行ったもので、今回の調査についても、経年による意向の変化を計測するために同様の期間を設定したものでございます。

次に、全庁横断的な検討、調整をどのようにしたかについてでございますが、アンケート調査については、まちづくり全般の評価に関する設問と今後力を入れるべき分野別施策に関する設問に加え、時代の潮流を捉えた設問とで構成をしており、各施策を所管する関係課の意向や方向性を踏まえ、全庁的な検討の実施、ランドデザインとの調整も併せて行っております。

そして、今回のアンケート結果をランドデザインにどのように反映させるかについてでございますが、ランドデザインの役割の1つに、一体的なまちづくりを推進するを掲げています。

そのため、ランドデザインに基づく各種施策の検討、推進に今回の調査による町民の皆様の意向等を反映させていくとともに、ランドデザインを検討するに当たって、委員等から頂いた御意見を総合計画の策定に反映していくなど、相互に調整を図ってまいりたいと考えております。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 最初の質問の委託業者、委託料については、これ、第2次総合計画のコンサルと同じですわね。だから今回も300の金額、そして前のランドデザインも1,518万円、2年間でですけども、そのようにコンサルに非常にたくさんお金を払っているということ。これ、同じ業者にしては、また業者に選んだ理由というのは、まず何なんですか。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** 同じ業者でございますが、もちろん、愛荘町の総合計画の第2次総合計画全体を構成していただいた部分もでございます。また、前期計画の項目に関しましても、一定策定をしていただいておりますというところもありまして、

もちろんそのアンケートの比較であったりとか、もちろん愛荘町での業務の実績であったりとか、そういったことを踏まえた中で、業者のほうはこちらのパスコさんのほうにお願いをしているというような状況です。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 2問目に質問しましたグランドデザイン2040と第2次総合計画の関係と伺いますか、私、質問で論点をそらさずと言ったんですけども、課長のお話、答弁をお聞きしても全く分かりません。もっと簡単に言うならば、ここに来られている議員の皆さんも分かっておられないと、簡単に言いますけれども、最上位計画というのが第2次総合計画、これが一番大きな計画ですよ。その下に、グランドデザイン2040というのがあるわけなんですよ。

最上位計画のアンケートは、10年後に愛荘町になってほしい町、どんな町、10年後よろしいですかと最上位計画で聞いているんですよ。その中の下というか、中にある小さな、もう少し小さなグランドデザイン2040には、20年後の愛荘町をどのようにしますかというて聞いているんですよ。これ、逆ならいいんです。大きな最上位計画が20年後の愛荘町、まちづくり、どんな町を目指しますかというアンケート。そしてその下にあるグランドデザインが10年後というのは、これ一番よく分かりますわ。でも、これ、逆というのはどういうこと。理解できないんですけども、町長、理解してはりますか、それ。じゃ、町長のほうから。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 何となくちょっとそこに違和感を森野議員が感じていらっしゃるんだなというところがございますが、それぞれ定規の当て方って、計画を立てていく中で、それが仮にちょっと森野議員としてはなかなか承服しにくいなというところ、何となくお気持ちということは分かるんですけども、やはり、それぞれのこの10年ということを見ながら、10年で様々な計画を立てていく。その中には、やっぱりより長期を見渡しながらかつていこうという計画も一方ではあるという、これ、パラレルで動いていく、並行しながら動かしていくということはロジックとしてあってよいかという思いは一般的にも多分持ち得るかなと思いますので、もちろん様々な施策の部分に関しては、この総合計画が町の最上位ということがございますが、それを分かりやすく、基本的には10年というスパンで動かしてはいますけれども、その中でもやっぱり町民、町内の皆さん、事業者の皆さんの意思とか意識って結構変わ



っていくので、そういう点ではスライドして動かしていきながらも、この中に動いている計画においては、より長い視野というところを1つの定規として持っているというものでございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 町長のおっしゃることは分かります。10年後があってもいいじゃないか、20年後あってもいいんですよということです。確かにそうです。

だったら、最上位計画である第2次総合計画が20年後、そしてその下にある身近なところ、ランドデザイン2040は10年後というようなアンケートでもよかつたのかなというような思いがしております。

そして、ちょっと再質に行きますけれども、この第2次総合計画の117ページの下のほうに、分野横断の総括的な計画書というところが8つあるんです。新町まちづくり計画とか愛荘町みらい創生戦略とか、愛荘町人材育成基本計画とかいろいろあるんです、8つあるんですけれども、この分野を横断した8つの中に、なぜランドデザイン2040が含まれていないんですか。欠落しているんですけれども、誰が答えてくれはるんでしょうか。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 総合計画の個別計画の一覧表の中の言わば分野横断の包括的な計画の中に、今のランドデザインのほうが含まれていないというところでございますが、ランドデザインにつきましては、ランドデザインの計画には、都市計画マスタープラン、または立地適正化計画というものが、関連した計画という形で入っております。この中で今の愛荘町の都市計画マスタープランにつきましては、その上の項目のほうの中に要は記載をさせていただいております。また、立地適正化計画につきましては、今後作成していくという計画でございますので、もちろんこの表には入っておりません。

ただ、ランドデザインにつきましては、法的な部分で、ランドデザインにつきましては、町の最上位の計画となる総合計画に示すまちづくりの方向性を反映するというので、ランドデザインの構想につきましては、法的な拘束力はありません。ただ町の方向性を必要に応じて次期総合計画に反映していくものということで、この部分に関して、このランドデザインにつきましては、包括的な計画等という中には含まれていないというようなことになっております。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 課長の答弁を聞いても、全く整合性が取れないんですよ。第2次総合計画、最上位計画が1つあって、もうランドデザインは別個のものというように、これも、アンケート調査に町民の税金315万円を使ってアンケートして、もっと普通、皆さん、想像してください。1つの第2次総合計画という木があるわけなんですよ、大きな木が。これが一番の最上位、一番大木です。その中にいろんな、今言った8つの項目、これ、分野を横断してやる総合的な計画です、総括的な計画です。それが8つあるんです。その中にもランドデザイン2040はないんですよ。普通なら、そこにあるべきでしょう。この大きな木の中のここがランドデザイン2040の位置づけですよと言ってやるべきなのに、だから、もうそこら辺で私、ずっと一般質問でコンサルありきでは駄目ですよ、駄目ですよと言っているのは、もうそこなんですよ。町長、副町長、コンサル、私は否定者ではございません。コンサルは必要です。必要ですけど、そこへ任してしまうとこういう落ち度があるんですよ。教育委員会、町長もおっしゃっておられる読書の充実というのが、1つも項目に入っていない。

それで、まちじゅう読書の宣言の町ですと言ったところで、何の信憑性もないんですよ。だから、そこを誰かしっかりと、おいおい、ランドデザイン抜け落ちているがなとかということと言わないと、この計画書はこの計画書、この計画書はこの計画書というようなことでは、町がてんでんばらばらで思いつきでやっているようなのでは、そこをしっかりと見るのが副町長であり、町長であり、政策監でありというようなことだと私は思っております。

政策監、何か言いたそうですので、ちょっと御意見を頂戴したいと思います。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（青木清司君） 御指名を頂きましてありがとうございます。

この総合計画の中で、ランドデザインが抜け落ちてるんじゃないかというところでございますが、その上の基本方針5のところでございますが、都市計画マスタープランが、これは20年計画で策定をされております。

この総合計画の96ページを見ていただきたいんですが、これが基本方針の5というところになります。快適で潤いのあるまちづくりということで、ランド整備といえますか、都市マス整備につきましては、こういった住環境整備、それから道路網整

備、空き家対策も含まれるわけですが、言えばハード的なビジョンをつくるために、年数については20年というところでさせていただいているところでございます。この都市計画のマスタープランの見直しに当たりまして、愛荘町独自で、ランドデザインの構想という名前をつけさせていただいたところでございます。

この言うております10年の総合計画の中の、この第5節の基本計画は、20年ベースでいいんじゃないかというようなところでの、10年計画というところになっておりますので、先ほど町長が答えられましたとおり、それぞれの基本方針の中には、3年計画、5年計画あるいは10年、50年というものがそれぞれ入り交じっているというところで御理解を頂きたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） 入り交じっているでいいんです。それでいいんですけども、何遍も言いますが、それやったら、最上位計画というのが一番長くて、だんだん小さくなるにつれて短くなるというのが、これ、普通の考えだと思うんです。

それと、今政策監がいろいろ御説明していただきましたけれども、そこまで説明しないと分からない計画ということもどうかなということなんです。しっかりと住民さんに聞くんでしょ、そのアンケートで。私、今、答弁してても、私、結構読み込んだんです。それでももうひとつ、頭がクエスチョン、クエスチョン、クエスチョンとなるわけなんです。

それを住民さんに、さあアンケート書いてくださいと言って、ランドデザインをつくりまうと言ったところで、果たしてそれでいいのかなと。もうちょっと分かりやすくいきましょう。本当に、大きな幹があって、そこにいろんなものがあると。庁舎等の統合も、この幹の中の今ここなんですよということでしたら、みんな分かるんですよ。それが何か、横からひゅっとなってきて、まあひゅっとは出てきてないですよ、ようなことではあれと思ってしまうので、しっかり幹を見てやるということで。すいません、1つの質問で長くなってしまいました。

次、行きます。新型ワクチンの接種についてです。昨年12月定例会の一般質問で、1回目、2回目接種率の推移と、接種率が低い要因、3回目の接種率への対応について答弁いただきました。

接種率については、11月30日時点で、全体で1回目86.43%、2回目85.

91%とお答えいただき、そのデータは町のホームページにも掲載されていますが、数表とグラフだけで何の説明もなく、その後は更新されていません。また、中日新聞に毎週掲載されている接種率との差異についても説明がありません。

ちなみに、中日新聞によりますと、町公表時点である11月30日の2日前に、11月28日時点の接種率は1回目77.3%、2回目76.7%と、町公表の数字に比べて約9ポイントも低くなっています。町公表の数字が間違っていると言っているわけではありません。ただ、多くの住民が、中日新聞の数字を見て疑問を持ち、不安に思っておられることは事実であり、住民に対する情報公開としては、極めて不親切と言わざるを得ません。

3回目接種については、中日新聞が1月30日時点から毎週、県下19市町の接種率を掲載しています。直近の2月28日時点における愛荘町の接種率は19.8%と、県下6町の中では、甲良町の23.5%に次いで第2位です。ワクチン接種推進室の御努力のおかげと感謝申し上げます。

その上で、3つの質問と1つの提案をさせていただきます。

1、3回目接種率について。直近の接種率、目標接種率及び達成予定時期を教えてください。

2つ目、中日新聞に毎週掲載されている接種率と町が公表する接種率が大きく異なる理由を住民が理解できるよう、分かりやすく説明してください。

3つ目、これから始まる5歳から11歳対象の接種は任意ですが、どのようにして接種率を高めるお考えですか。

提案1、町の一大プロジェクトには、住民の協力が不可欠です。町の基準で計算した接種率を随時ホームページで公表して、住民の不安を取り除き、接種率向上への協力を求めているかがですか。

**○議長（村田 定君）** 新型コロナワクチン接種推進室長。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

まず、1つ目の御質問の3回目接種についての直近の接種率でございますけれども、令和4年3月13日現在、対象者1万7,282人に対し、3回目の追加接種をされた方の人数は5,844人で33.8%でございます。

3回目の追加接種につきましては、希望される全ての方に接種いただきたいと考え

ており、できるだけ早い時期に接種をしていただけるよう、町として接種機会の確保に努めております。なお、具体的な数値目標を掲げ、進めているものではございません。

また、接種の完了時期につきましては、2回目接種最終日から6か月後となるため、6月の初旬と見込んでおります。

2つ目の御質問でございますけれども、新聞に掲載されている接種率と町が公表しております接種率の違いでございますけれども、中日新聞の報道における県内市町ごとのワクチン接種率についてでございますが、報道の内容は1回目、2回目、そして3回目それぞれの接種率と、3回目の接種の数でございます。この接種率は、昨年末における市町の全人口を母数として、各市町が接種した数から算出し、報道をされているものでございます。

一方、愛荘町が公表しております接種の割合は、接種の対象となる人の総数を母数としておりまして、接種の対象外となる子供は母数に含んでおりません。

中日新聞の報道は、何らかの理由により、接種の対象外である子供も含んだ全人口で算出し、記事にされているものと推察いたしますが、このように、全人口を母数として市町が比較した場合、愛荘町のように子供の多い町では接種率の値が低く出ることは御理解いただけるものと存じます。

住民の皆様が接種率を他市町と比較し、接種が進んでいないことを不安にお感じにならないよう、町といたしましては、接種の状況について、ワクチンを接種しなければならない方がどれだけ接種されたのかを算出し、お知らせをさせていただいているものです。

3つ目の御質問でございます。任意接種である5歳から11歳の接種率の向上策でございますけれども、5歳から11歳の小児への新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、町では3月11日に接種券を送付しており、明日、3月18日金曜日の午前9時から予約を開始いたします。また、接種については3月25日から開始をいたします。

使用するワクチンにつきましては、小児用のファイザー社製ワクチンでございます。2回接種が必要であることから、1回目の接種日から21日経過後に2回目の接種をしていただくこととなります。

小児へのワクチン接種につきましては、国において、緊急の蔓延予防のため実施す

るといふ趣旨を踏まえまして、今後流行する変異株の状況やワクチンの有効性、安全性に関するこれまでの知見や諸外国での接種の対応状況も勘案され、総合的に判断をされたものでございます。

しかしながら、小児の接種に不安や疑問をお持ちの方がおられることは承知をいたしております。

町におきましては、接種をされるお子さんや保護者の皆さんが、お一人お一人のお子さんの状態に応じてワクチンの有効性や副作用について正しく理解し、家族でしっかり相談をされ、接種していただくことが重要と考えております。

町といたしましては、国や製薬会社が作成しているチラシ等を活用し、正しい情報を提供するとともに、接種を希望されるお子さんの接種の機会の確保と、安心して接種ができる接種体制を整備してまいりたいと存じます。

次に、御提案を頂きました接種率向上への協力体制のことについてでございますけれども、今回のワクチン接種では、地域をはじめ、御近所などで助け合っていたという声をお伺いしております。

オンライン予約の仕方ですけれども、地域で講習をしていただいたり、高齢者の御近所に住む若い方が代理で予約を取っていただくなどのほか、集団接種会場まで送迎をしていただいたなどと、様々な助け合いでワクチン接種への御協力を頂いております。

議員御提案の接種率の公表についても、住民の皆様安心していただく上で必要な情報提供であると考えますので、定期的に更新をしてまいりたいと考えております。

町としましては、感染終息に向け、ワクチン接種を希望される方が一日でも早く接種を終えていただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 6番、森野 隆君。

**○6番（森野 隆君）** 時間ももう2分しかありませんので、急ぎます。

もちろん、この質問をさせていただく前提に、ワクチン接種は、接種したくてもできない人がいることも十分理解はしております。ワクチンを打った、打たないで偏見や差別があってはならないものだという事も十分考えております。

私、接種率ということによって申し上げますけれども、接種率もさることながら、やは

り感染したときはどうするのかとか、感染したかどうか、疑いがあるねやけれどどうしたらいいのかというのが、なかなか住民さん分かってられないんですよ。そこをもっとアピールしたらどうかなと思うんですけども、その辺、どうでしょうか。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答え申し上げます。

接種率もとても大切な要因の1つと私も考えております。希望される方が接種できる環境整備というのが行政として必要なことだと思っておりますので、それについても、今後進めさせていただきたいと思っております。

今ほど御質問いただきました、実際陽性になられて、おうちで、在宅で自宅療養されている方に対しての不安ということで、お電話のほう健康推進課のほうにもたくさんかかっているのが現状でございます。先般、ホームページのほうに、家庭で過ごされる過ごし方ということで、ホームページも上げさせていただきました。また、陽性か陰性かというところで不安を感じておられる方が、今、滋賀県のほうで、抗原検査が薬局等でできるという情報がございますので、それについてもホームページのほうに上げさせていただいて、少しでも不安が取り除けられるように、また、そういう情報が県から町のほうに来ましたら、早い段階でホームページのほうに上げさせていただく努力をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 6番、森野 隆君。

○6番（森野 隆君） そういった方が県に電話されても、なかなか県も電話が繋がらない、対応も遅い、また、保健所ももういっぱいいっぱいというようなことで、やはりそこに寄り添うのはこの町の行政だと思いますので、その点よろしく願いいたします。

これ、最後ですけども、前、全協でお話があったと思うんですけども、学校とか学級の休校、学年閉鎖とか学級閉鎖ですか、その情報を公表しない理由は十分分かっております。ただ、正しくない情報が伝わるというのが非常に怖いんですよ。誤った情報が拡散するという怖さがあるということも十分理解させていただいて、本当に公表しないのでいいのかどうかということも、いま一度お考えいただいたほうがいいと思うんです。公表しない理由は十分分かっております。ただ、いろんなことを、いろんなお母さんの話を聞くと、誤った情報がもう拡散してしまって、こっちのほう怖

いので、どうかそこら辺も一度考えていって、今後考えていっていただきたいと思  
います。

これで私の3月の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村田 定君） 以上で、6番、森野 隆君の一般質問を終わります。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩をいたします。再開を2時25分といたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時25分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 村西作雄君

○議長（村田 定君） 次に、5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 5番、村西作雄。一般質問を行います。

私は、東部（秦荘地域）の政策課題とその対応について、コロナ禍による米価下落  
に係る農家支援の再考を、高齢者の移動支援について、この3問を一問一答で行いま  
す。

まず、1問目、東部（秦荘地域）の政策課題とその対応についてであります。今回  
の選挙期間の前後を通し、多くの町民の皆様とお話する中で、東部（秦荘地域）の  
皆様から、町政に対する悲痛な叫びを何人もの方からお聞きしました。今回はこうし  
た声を町長にお伝えし、有村町政の2期目に当たり、その考えを求めておきます。

やはり、一番の町民の不安、不満は、秦荘庁舎の支所化であります。庁舎統合は、  
令和4年度には強引に予算化し、庁舎増築工事を進められるのではないかと危惧して  
います。予算化までに、町民の目を見た住民説明会は必要不可欠であり、その中で庁  
舎統合や愛知川公民館の解体の必要性、秦荘庁舎2階の有効活用策など、町長自らの  
言葉で町民に丁寧に説明し、理解を求めることが重要と思いますが、町長の考えを求  
めておきます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 庁舎等公共施設の最適配置の取組については、平成28年度  
の国の要請に基づく公共施設等総合管理計画の策定から始まり、個別施設計画の策定、  
そして庁舎を含む9施設の町の方針の取りまとめと進めてまいりました。



その間、住民や各種団体の代表、有識者等による検討会を立ち上げ、議論も重ねてきた経過がございます。

村西議員からは、令和3年3月議会定例会における一般質問の中で庁舎統合は避けられないことだと思っているとのお話を頂いており、庁舎等公共施設の最適配置について、その必要性は御理解いただいていると思います。

また先般、正副議長から、議員の勉強会もこれからは開催していきたいと考えておられるというお話をお伺いし、非常に心強く感じております。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時31分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。答弁をそのまま続けてください。

---

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） この取組につきましても、新たな体制となった議会と行政とが両輪となり進め、説明会では、多くの施設で老朽化とともに毎年生じてきている高額な維持費や修繕費の現実をお伝えしながら、そもそも取り組む必要があるということ、そして住民サービスを低下させないために、議会、パブリックコメント、多くの関係者と苦心して作り上げた計画書をお伝えすることで、住民の皆様は御安心いただけるものと考えております。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今ほどの答弁で、町長は、説明会では多くの施設の云々というように形でおっしゃっていましたが、私は、説明会を開いて、胸襟を広げて町民の皆さんにいろんなことを説明して理解を求め、また町民の意見も聞くというようなことをお願いしていたんですけども、明確にどうですか。住民説明会は事前に関いて、町民の意見を聞くということによろしいのでしょうか。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 現在、この住民説明会をどのような対応であったり、開催していく、その在り方等々は、構築を改めてしていく部分になるかなというふうに思っ

ております。

**○議長（村田 定君）** 5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 愛知川庁舎への増築計画が示されたのは、昨年9月臨時会での約8億円の増額補正のときだったと記憶しております。それから丸1年、庁舎統合、秦荘庁舎の支所化、愛知川公民館の解体計画に関し、何一つ町民の声が聞けていない。また、議会に対しても、1年間、庁舎統合について何の協議もなかったように記憶しております。警部交番跡地に隣接する警察官舎に用地についても、県から町が購入する見込みを示されました。それは今年の2月だったと思います。

町民の声を聞いてこれらの計画を進めるなら、昨年3月の計画ありきではなく、危険極まりない交番跡地駐車場からの庁舎への横断を極力抑える工夫や秦荘庁舎2階の有効活用など、現計画を振出しに戻して、町民の声を率直に聞き、計画を練り直してほしいと思うものです。

今ほど、町長は、説明会では昨年3月の公共施設の再配置計画をそのまま説明するとの答弁であったように思いますけれども、町民の声を説明会で聞き、なるほどと思える意見には変更もあり得るとの大きな心を持って説明会に臨みたいと思いますが、町長のスタンスをお聞きしておきます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 今ほど村西議員からお問合せを頂きました部分でございますけれども、やはり住民の皆様からさすがにこれほど、素晴らしい御意見だなど、なるほどなというものが、私ども行政、また今までも様々な議論を重ねてきておりますので、十分に練られた計画であるということで、当然捉えておりますが、それでもなおさすがにこの視点は素晴らしいということとその時点において私どもが捉えられるというようなことなのであれば、その検討ということは全く備えができないということではないとは思っております。

ただし、この計画自体は、私ども行政のみで当然つくり上げてきたものではないということは、村西議員も御承知を頂いておると思います。住民、また団体、また有識者の方々の検討委員会が、複数年次において2回立ち上げられてきております。その上での答申を頂いたものであり、また、これは議会にも御報告を申し上げ、議会からも御意見を頂き、そしてパブリックコメントということ、これも頂いて、これに対しても、それぞれの方針の修正ということまで仕上げてきているものでございますので、

そういう点におきましては、過去の議会におきましても、様々な秦荘庁舎支所ということにおいての、防災の備品をどちらに設置をしていくとか、そういう御意見も頂きましたし、有効活用の在り方ということも様々な御意見を頂きましたが、これがおっしゃっていただいたときの御意見でも、例えば郵便局であったりいろんな福祉のサービスであったりとかということも頂いたんですが、これもやっぱり先様がいらっしゃって、なおかつ先様でもその事業採算ということが難しくて撤退をされたというところもあってのことでもあったものですから、そういう点ではいろんな思いやリクエストやというのは当然、それぞれ個人、2万人あれば多分2万通りあるのかもしれないんですが、やはりどこかしらのポイントにおいては、そういうものは収れんされながら、計画ということになってきておりますので、住民の皆様、この説明会の折には、それぞれ率直なる御意見ということは、改めて賜るということは、それは自然なことでございます。その上でということに関しては、ある程度この計画ということが、そこまで大きく動くということだとは私は思っておりません。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 分かりますけれども、あの最終の計画を示されてからもう1年以上たつわけですよ。そうすると、やっぱり社会情勢も変わってきている。住民の気持ちも心も思いもやっぱり変わってきているのかなというふうにも思うんですね。そういったことから、今年の計画ありきではないようにということで広く門戸を開いて、今の社会情勢にあった、あるいは住民の思いに沿った計画をつくっていただきたいと思うばかりでありますので、よろしく願いをいたします。

次に、湖東三山スマートインターチェンジ周辺の開発計画であります。インターが開通し、はや8年が経過しています。しかしながら、周辺は湖東三山館あいしょうがあるだけで、町が言う東の玄関口としては寂しい限りです。2年前、町長は、この地域の開発は、今後取り組む都市計画マスタープランやランドデザインに織り込み進めていくとのお話を頂いています。これらの2つの計画は今年度策定予定であり、その内容について、現在お示しいただいていませんが、どのような構想が描かれているのか答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定

については、現在、検討委員会で議論いただいた内容等を町民の皆様の暮らしにしっかり結びつけるよう計画書に落とし込む作業と、庁内関係各課と方向性や施策との調整、国及び県との協議を鋭意進めており、完成までにはもうしばらく時間を要する状況です。

検討委員会では、毎回熱心に議論を重ね、地域の方向性を導き出させていただいております。現時点における町東部地域の主な内容は、地域の自然景観や歴史文化遺産を適切に保全するとともに、レクリエーションや観光、教育の場など、地域活性化に資する多様な資源の有効活用を図っていくこととし、「自然と農の魅力に囲まれた健康・安心・交流の田舎暮らし」を目標としております。

東部地域の優良農地や東部地域のすばらしい原風景は強みとしてしっかりと生かしつつ、地域の皆様自らが東部地域の輝く未来をつくり上げようと気概を示される場に、町行政としてもしっかりと関与し、その具体化や実現を図ってまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 2年前、町長は私の質問に対して、町のランドデザインを描くには、町全体の土地利用計画が重要で、その指針となる新たな都市計画マスタープランの策定に取り組む。そして、湖東三山スマートインターチェンジ周辺の町東部地域の在り方を検討したいというふうに答弁を頂いています。

また、今回の町長選の公約として、豊かな自然環境を生かした町東部地域のにぎわいの創出を訴えられ、東部地域のにぎわい創出は、やはり東の玄関口のインター周辺開発じゃないのかと私は理解をしております。

今ほどの答弁では、マスタープランにどのような構想が描かれているのかというような答弁は頂いてないように思うんですけども、そのことについて再度お聞きをしたいと思います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど、実は答弁させていただいておりますけれども、現時点において、これは国、県との協議を進めておるところでもございます。その過程にございますので、現時点における町東部地域の主な内容ということで御報告をさせていただきましたものでございます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番(村西作雄君) このマスタープランとか立地計画なんかは、今年度事業ですよ。もう今3月の中旬ということで、ほとんど骨子というのはもうできてるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長(村田 定君) 町長。

○町長(有村国知君) その上で、先ほども御答弁をさせていただいておりますが、重複するということになりますけれども、町東部地域の主な内容は、地域の自然景観や歴史文化遺産を適切に保全するとともに、レクリエーションや観光、教育の場など、地域活性化に資する多様な資源の有効活用を図っていくこととし、「自然と農の魅力に囲まれた健康・安心・交流の田舎暮らし」を目標としているものでございます。

○議長(村田 定君) 5番、村西作雄君。

○5番(村西作雄君) 私は湖東三山スマートインター周辺にどのようなにぎわいを創出するのかというふうに聞いていますので、町全体のことで、町の東部全体のことではないということを知っていてほしいと思います。その点についての答弁、お願いします。

○議長(村田 定君) 町長。

○町長(有村国知君) まだ、現在のところに関しましては、現時点ということで今ほど御答弁をさせていただいているもので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長(村田 定君) 5番、村西作雄君。

○5番(村西作雄君) 分かりました。また公表をお願いしたいと思います。

次に、竹原梨園跡地の土地活用であります。2019年9月、新ごみ処理施設が彦根市西清崎町に再決定されたことから、同年10月、町長は当時の大久保彦根市長とともに竹原区を訪れ、皆さんの気持ちは十分理解できる。行政組合、町としてもできる限りの活用対策について検討し、できることはさせていただくと区民に約束され、2020年3月の一般質問での私への答弁で、開発は何が可能なのか、技術的な面や市場のニーズ等も鑑み検討していきたいと答弁されています。あれから2年、どのような検討をされ、今どこまでこの土地の活用計画が進んでいるのか伺います。

○議長(村田 定君) 町長。

○町長(有村国知君) 先ほどの澤田議員の御質問でもお答えいたしました。豊かな自然を生かした東部地域のにぎわい創出につきましては、町の重要テーマの1つであると認識しており、竹原梨園跡地は有効的な活用を待つ地でもあります。

当該地におきましては、この二、三年の間でも進出を検討されていた企業があり、町からも情報提供等を行いました。農用地であり施設を伴う開発は収穫した農作物を50%以上活用した農産品加工の工場等に限定されていること、また用排水等の産業インフラがそもそもない農用地であることなどから断念されておられ、長年にわたり他用途の活用ができていなかったことから、企業誘致や開発は非常に難しいと言わざるを得ません。

しかし、澤田議員からは、東部地域のすばらしい自然環境の活用を図り、東部地域のにぎわいをつくり出すため、主体的に活動される中で、私にもお声がけくださり、住民の皆様とともに地域を踏査する機会を設けていただき、様々なアイデアや構想を提案していただいております。もちろん、にぎわいをつくり出すためには、アイデアや構想に加えて、その運営に当たる主体や実際の地域の関与も重要な鍵となります。

さきの答弁で申し上げましたが、行政のみが主体となって進めても、このような事業は成功するものではありません。地域住民、地域からの発意が非常に重要であると認識しており、そのような御意見を拝聴する場の設定を検討していきたいと考えております。

**○議長（村田 定君）** 5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 梨園跡地ですけど、これは農振法に基づく農業振興地域として、優良農地を確保、保全するための農用地区域に今、なっています。いわゆる農振法上の青地であります。

しかし、その畑地は、梨の木も伐採され、畑として農作物を栽培されている面積は1割にも満たず、農地として利用されず、優良農地でないのに町は農振計画でいう休耕地の梨園跡地を農地として保全すべき土地、青地とされているのが現実であります。利用されていない、所有者の利用ニーズのない遊休農地が農地として確保、保全すべき土地なのか、私は疑問に思っております。

東近江市では、先ほど、新聞報道によると、八日市インター近くの農用地8ヘクタールにコストコが進出するというニュースが出てきました。この農用地、田んぼですけれども、市街化農地ということで、転用許可ではなく届出ということで転用がしやすいという面はあるように聞いています。

もう1つ、旧湖東町小東地先道路から東平、約3.6ヘクタールの圃場整備の農用地にサントリーフラワーズファーム（株）が進出するというので、今造成をされてま

す。

サントリーファームズというのはどこかというところ、コメリ等で、サントリーの苗ということでトマトとかキュウリとか売られておりますけれども、その花苗やら野菜苗を作る、製造する会社であります。

今、造成され、甘土はもうほとんどない状態ですけれども、農業用施設として、青地の農地転用はなく、軽微な変更で会社が来るというようなことを聞いています。温室や管理棟、もちろん出荷棟の建物も建築されるでしょう。しかし、農地転用の許可は要らないというようなことであります。

ここは非線引きの都市計画区域の農用地ですので、これは本町と環境は一緒だというふうに認識しております。こういった会社を、本町にも、このサントリーの会社が一部打診があったというふうにも聞いているんですけれども、こういうような会社でしたら、その竹原の梨園でもあっても、青地であっても利用できるのではないかと、そんなふうには思っています。

青地だから工場への転用は難しいとか、50%の農作物の云々とかいう話はありませんでしたけれどもね、こうして隣町が、農用地の青地の中にこのような施設を誘致しているという現実について、どのようにお考えでしょうか。また、こうした施設を竹原梨園へ誘致するということは難しいのでしょうか、答弁願います。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 個別のそれぞれ事案であるということは、それぞれ背景とする条件、状況が異なるということも村西議員も御理解いただいているものと、部分は存じます。

その上ででございます。このような企業を誘致することは難しいんでしょうかということでございますが、情報の提供ということはもちろん、それぞれにも申し上げているところでもございます。また、農業分野という企業様で実際にございましたのが、紹介があった先様の1つでもございました。

丁寧にかかなりの期間を注ぎながら、御一緒をして情報提供をし、また開発を進めていきたいということで様々なリサーチを重ねてくださって、その部分に関しても御協力をしてきたというのが、実はこの二、三年の中でもございました。

その上で、先様が自社の経営判断としてここではないということをしたという、非常に私たちも、残念だなという思いを持ったようなところがございましたが、引き

続き民間の事業者様で、特に、先ほども申し上げましたように、いろんな制約あるこの竹原の梨園跡ということでございますけれども、御関心がお持ちいただけたならば、しっかりとこのメリットというところもお伝えをしながら、これからも歩んでいきたいと思うところでもございます。

一方、地域の関係の方々からも、梨園跡地ということの、より自然を生かしたありようというところ、活用の仕方というところに関して、様々御提案も頂いているというところでもございますので、先ほど申し上げましたとおり、この地域住民発意のその思いということが結実するような形での取組ということが、前進させていければ大変、それがありがたいという思いを持っておるものでございます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 次に、土地改良施設大規模更新事業の2期、3期工事の着手予定であります。町では経営体育成基盤整備事業（秦荘1期地区）として、岩倉川北地区142ヘクタールについて、3年越しで計画を進め、新年度農水省ヒアリングを受け、主に用水路のパイプライン化を令和5年度から6年間、事業費13億円をかけて実施する計画です。また、愛知川地区にあっても、1期工事として134ヘクタール、事業費13億円が5年度から予定されています。

秦荘地域全域、831ヘクタールや愛知川豊国地区336ヘクタールの圃場整備が着手されたのが約50年前。当時は両町とも、土地改良課や耕地課の名称で、圃場整備を推進する専門家として多くの町職員が携わってきました。50年前当時の首長の適格な判断が、愛荘町の農業基盤の基礎を築いたと言っても過言ではありません。

大規模更新事業は、老朽化で漏水が甚だしい用水路のパイプライン化を主に進めるもので、秦荘地区は残る689ヘクタールを6地区に分け、豊国地区は202ヘクタールを2地区に分け進めていく計画ですが、これらの2期、3期工事としての整備計画が立っていません。

国が計画策定に1,000万円10割の補助をし、国、県合わせ、事業費の77.5%の補助がある今この時期に、50年前の圃場整備と同じく、町が主導して更新計画を進めることが、町の農業基盤の再構築につながります。

本年2月4日の秦荘土地改良区役員会で、担当者から、今は両2地区の採択を最優先し、他地区の計画は考えていない。採択後順次考えていきたいとの答弁で、町主導の具体の計画はなく、役員からは今後の整備が見えないことへの不満が多くありまし



た。

両地区合わせ、残る 891ヘクタールの 2期、3期事業の町主導の採択計画について、町長の考えを求めておきます。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 約50年前とおっしゃる時代背景でございますが、当時は田中角栄氏が総理を務めておられた頃であり、まさに日本全国で道路、河川、林道等を含む社会のインフラ整備が旺盛に進められていた時期であり、その一環に旧町における農地の基盤整備事業があったものと認識しております。

今般の老朽化した農業用排水路などを更新する土地改良施設大規模更新事業は、岩倉川右岸地域を秦荘1期、東円堂、豊満、愛知川地域を愛知川1期として、令和2年度から町のモデル事業に設定して基本設計を進めているところです。

このモデル事業については、両地区の基本計画策定業務の内容を精査し、より充実した内容で申請するために申請スケジュールを1年延期しており、令和4年度に確実に採択申請できるよう、作業を最優先に進めております。また、次の実施エリアの計画についても、関係の方々から御期待があることは承知しております。

しかしながら、当該地は土地改良区や地域が維持管理されている土地改良区の財産であり、また、お話しいただいているそれぞれの事業はその更新整備であることから、取組の主体は土地改良区以外にないと認識しております。したがって、議員御質問の今後における町主導の採択計画というものは想定しておりません。

現在計画中の2地区は、約50年ぶりの非常に大規模な土地改良事業でもあることから、土地改良区とも協議の上、集積率が高い地域を町のモデル事業に位置づけて、計画作成や採択申請等の法手続を町が担い進めておりますが、その区域の設定や事業順位はそもそも町が決めるべきものではないと認識しております。今般のモデル実施を踏まえ、今後の事業は受益を受ける農業者で組織された土地改良区が主体となり、取り組んでいただくべきものと考えております。

**○議長（村田 定君）** 5番、村西作雄君。

**○5番（村西作雄君）** 愛荘町全体、今10地区に分割されて、計画が組まれているということは、町長も御承知だと思います。大体、今の採択を、農水省の採択をお願いする2地区については13億、13億と。1地区大体13億程度がかかるというような試算であります。

それを10地区といいますと、愛荘町10地区としますと、総額130億から150億の事業ですよ。それを私がお願いしているのは、50年前に、小さな田んぼから圃場整備を県営でしたのが、それぞれの旧町でやってきて、やっとその農業基盤が30アール一筆の圃場整備を進めてきてもらって、今の農業基盤ができています。それを50年ぶりに、もう漏水が甚だしいのでパイプライン化していこうということで進めている。それが10地区にわたる、今2地区が新年度採択をしてもらおうということで進めているわけです。

いつの間にか、その2地区がモデル的に、モデル事業ということに変わってしまっていました。それはモデル地区やモデル事業やないですよ。10地区全て、やっぱり町が音頭を取って進めていただかないと、土地改良区というのは悲しいかな、秦荘土地改良区も豊国土地改良区もそんな力量はないです。50年ぶりに更新する事業について、町が主導を取ってほしいとお願いしているんです。

町長は選挙公約で、農林業生産基盤の保全と適切な更新をしますというふうに、あなた、うたっているんですよ。今、秦荘1期、愛知川1期工事だけが用水路の漏水が甚だしいんじゃないくて、愛荘町の圃場整備で造ってきた田んぼ全ての用水が漏水が甚だしくて、パイプライン化して更新していかないと、この田んぼを次世代に残せない。このために今、町が主導で進めていただいたんじゃないですか。それをやっぱり町長、自分の公約は大事にしてほしいです。土地改良区の組合員、今のやっている、やっもらうところはもうモデル的で、あとは町が知りませんって言ったらこれ、農業者は本当がっかりしますよ。町に対する期待はもっともっと大きいはずだと思います。モデル的だけで、モデル事業だけ2地区は町が主導して、あとは土地改良区というのはいかななものかと思いますが、再考を願いたいと思います。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時02分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。それは、質問、答弁……。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時06分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 愛荘町の土地改良の更新事業、先ほども言いましたとおり、全部をやろうとすると130億から150億かかるというふうに思います。それが、今の2地区だけの工事、事業採択は町が主導するけれども、あとは土地改良区でというのは、いささか土地改良区としてもそのような力量もないように思います。

50年来の更新事業でありますので、ここはひとつ、町が主導で町全体の農業基盤の更新事業を実施していくねやというようなことを求めたいと思います。先ほどの町長の答弁についての再考を求めたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど村西議員がおっしゃっていただいたその気持ち、お心というところは、拝聴をさせていただいたものでございます。一方、先ほどの答弁でも触れさせていただいております。なかなか土地改良区だけではということの、切実な部分もおありだというふうに存じますが、全てを町行政においてという、その50年前と今ということに関しては、社会基盤とか担い手とか、やはりなかなか、背景とするものが異なってきておりますとともに、先ほどの整理の中でも御報告をしておりますとおり、これ、土地改良区の財産ということであるということの整理に基づいて、先ほどの答弁をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） この問題については、今はそのような答弁を頂いたのですが、私もこのことについては納得もしておりませんし、まだまだこの件についてそれぞれ要望なりお願いをしていきたいというふうに思っています。

続きまして、コロナ禍による米価下落による農家支援の再考について質問をいたします。

私は、昨年12月定例会の一般質問で、JAの米買取り価格が1俵当たり1万円と、

一昨年から3,100円の下落、11月からは9,000円と3割以上下がり、稲作農家は今、経営の危機に瀕している。まさに米作って飯食えない状態で、町からの支援も町民から一定理解いただけるのではないかと訴えました。町長はその質問に対し、今後も国、県による支援策や湖東管内の市町の動向を注視していくとの答弁でありました。

その湖東管内の多賀町は、コロナ対策農業者研究支援事業として昨年12月議会で、1,450万円の補正をし、JAや米穀商に出荷した農業者に対し、米1俵60キロ当たり1,000円の助成をすることを決定。また、その助成金も、農業者個々が町に申請するのではなく、JAに委任状を提出すれば、JAが町から助成金を一括受領し、個々の農家に振り込む手法で、農家負担の軽減も図られ、農家からは、米価下落に対する多賀町の素早い対応に、感謝の声が多数寄せられていると聞き及びます。

町長、12月議会で約束された湖東管内の市町の動向を注視するとの答弁で、既に多賀町は米作り農家の生産意欲と経営安定を支援するため、スピーディーな助成対応をして町内農家に感謝されています。

米価下落による農家支援について再考し、米1俵60キロ当たり1,000円の緊急助成により、農家の新年度の生産意欲が減退しない緊急施策を講じることを求めますが、町長の決断をお願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 主食用米は、近年、食の多様化や消費者の米離れを背景に全国で毎年約10万トン、率にして1.4%の需要減少を続けてきました。今般のコロナ禍によるインバウンドや外食産業における販売不振などにより、令和2年産米の在庫量は例年以上に高まったことから、各地で米の価格は急激に引き締められ、JA東びわこ管内における令和3年産米の買取価格は、60キログラム当たり9,000円台から1万2,000円台と、前年と比較して2割程度減少しています。

もとより、米政策は国の大きな方針のもとで動いており、平成30年には米の直接支払交付金を廃止し、半世紀にわたって行われてきた生産数量目標の配分も廃止されました。その後は、国内外の消費拡大に取り組みつつも、農家自身の経営判断によって需要に応じた生産を推進する新たな米政策に転換したことから、農業において直接の所得補償は廃止されたと考えております。

農業再生協議会では、米の需給動向を農業者の皆さんにお知らせし、その情報を基

に生産者が麦、大豆、飼料用米などの戦略作物へ転換することを促すなど、国の交付金等を活用してより収益性と定着性が高い作物への転換を進め、特色ある産地づくりを支援しています。

しかし、令和3年には、過去最大規模の作付転換が進んだにもかかわらず、米価の急落が起きました。米農家にとっては、確かに厳しい状況にあると認識しておりますが、近隣の動向を見ましても、多賀町以外に直接の米価保障の動きはございませんでした。このたびの米価急落は、米生産の縮小が需要の減少に追いつかず、在庫が超過し、買受けが引き締められた結果であるとすれば、米作りの推進はさらなる過剰在庫と価格低下を招きかねません。

コロナ禍での米価の下落は問題ではありますが、農家の経営を考えればこそ、国の交付金制度を利用して需要を見極めた収益性の高い作物への転換を進め、事前契約や複数年契約の推進で安定的な生産に取り組んでいただけるよう、対策の機会にしたいと考えます。

なお、その補償などについては、担当課からお答えさせていただきます。

**○議長（村田 定君）** 農林振興課参事。

**○農林振興課参事（山本拓也君）** お答えいたします。

米の価格低下による収入減少に対する支援についてですが、その対策には収入減少影響緩和対策と収入保険の2つの制度がございます。収入減少影響緩和対策いわゆるナラシ対策は、認定農業者や集落営農など米生産の担い手を対象としており、収入額の合計が過去の実績から算定される標準的収入額を下回った場合、その差額の9割が補填されます。令和3年度の愛荘町内加入者は17人です。

また、収入保険制度は、青色申告を行っている農業者であれば、経営規模の大小によらず加入でき、過去の実績を踏まえた基準収入の9割を下回った場合に、その差額の9割までを農業者ごとに補填するものです。平成31年度から加入受付を始めており、令和3年末時点の愛荘町内加入者は24人でございます。

また、ナラシ補填金等が支払われるまでのショート対策については、無利子融資もございます。

令和2年度時点で主食用米の生産数量ベースにおける保険のカバー率としては、全国でナラシ対策47.7%、収入保険17.2%、合計で64.8%と聞き及んでおります。

以上、答弁といたします。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今ほどの答弁で、私は昨年12月議会で、町長がこうした米1俵1,000円の支援を頂けんかというような質問に対して、湖東管内の市町の動向を注視するというふうにあなたはおっしゃいましたんですよ。それで、今の答弁聞いていますと、湖東管内のうち多賀町だけやさかいに、もうそういうことは何もせえへんねやみたいような私、答弁の受け取り方をしました。

せっかくね、町長が湖東管内の市町の動向も注視しますよという答弁を私に頂いて、かすかな望みでね、多賀町さんがこんな施策をやっている。そしたら、この3月に振り込まれたらJAの飼料の予約の支払いが3月にせんなんのに、それに間に合うな。すごい多賀の農家さんは喜んでおられましたよ。それで、そういうふうにご答弁されたので、何か、湖東管内のうち多賀さんだけやさかいに、もう僕とこは何もせえへんねやというふうには私は取ったんです。それはちょっと町内の農家がかっかりするんじゃないかなというふうに思います。

今年度、愛荘町の農家からJA東びわこに出荷されたお米、約5万8,000袋のようです。2万9,000俵になりますね。私が言う米1俵1,000円の支援というと、2,900万。近くの米穀商へ売っておられる方もあると、三千数百万円で米1俵1,000円の助成ができるわけですよ。そんなことで期待をしていたんですけれども、それも再考いただけないというような答弁のようであります。

私は昨年12月、農家への緊急支援が難しくても、米価下落に苦しむ営農組織への組織強化の支援の補助ができないか。あるいは、トラクター等大型農業機械運転のための大型特殊免許の免許取得の支援、これは多賀町が1人当たり3万円の補助をしていますということも紹介しました。また、青色申告農家が加入する収入保険への町からの助成、こうして米価下落への僅かながらの町支援が、1俵1,000円の補助ができなかったらできない、こうした支援ができないかというようなお願いを12月議会でしました。

これらの3つの支援策ですけれども、この1俵1,000円もできないとすると、新年度の当初予算に、やっぱりこの1,000円の支援ができなくても、営農組織への組織強化の補助をすとか、大型特殊免許への免許取得の補助をすとか、収入保険の町の助成をすとか、そういった僅かながらの農業者に対しても支援ができる、当初

予算を計上しておられるのではないかなというような期待も持っているんですけども、その予算措置の状況はいかがでしょう。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。今ほどの御提案のありましたといいますか、前回の12月議会でも御質問のありました件でございますけども、新年度の予算、あるいはその当初の予算の補正というところで、そういったところも検討はさせていただいておりますけれども、現時点では何をどうということはお答えがちょっとできかねる状況でございます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） やはり副町長、答弁いただきましたけど、やっぱり多賀町で実際、1俵1,000円の支援してた。それが、町としてはどうしても難しい、3,500万円のお金は難しいということであれば、やっぱりそれに代わるものはやっぱり新年度当初に見て、農業者の人、農業者さん、町はほっとけませんよというようなジェスチャーを、スタイルを示すべきだと私は思いますよ。

本当に補正、6月補正になるかもわかりませんが、そういった町の農業を支援する、12月でも町の基幹の産業は農業やというふうな形でおっしゃった、それをやっぱり守っていただく農業者の支援について、ぜひとも補正対応でこれらの施策を実行してほしいと思いますけれども、再度どなたかお願いします。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えいたします。

御意見として拝聴させていただきます。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 御意見として伺っておくというのは、実際それを実行してくれるのか、意見だけ聞いたけど、やっぱり知らん、放っとくというのとありますので、意見として聞くやなしに、前向きに考えていただけるんやったら前向きに検討するという答弁が欲しかったんですけど、副町長いかがでしょう。

○議長（村田 定君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 御答弁申し上げます。

前向きに検討することも含め、検討しております。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

**○5番(村西作雄君)** ありがとうございます。前向きに検討してほしいと思います。

次に3問目、高齢者の移動支援であります。東部(秦荘)地域では、高齢世帯が増え続け、自動車の運転ができなくなったときの買物や医療機関への通院に不安感を抱いておられる方が多数おられます。町では愛のりタクシーの活用を呼びかけられていますが、ドア・ツー・ドアではなく、買物にタクシーでとの後ろめたさから、気軽に頼める移動手段の確保が望まれています。

一昨年12月の一般質問で、私は甲良町社協が実施されている買物送迎サービスの実施例を示し、ドア・ツー・ドアで社協の車両を中間活用し、有償ボランティアの運転主を確保すれば、大きな経費をかけずともその運行は可能として、今年度からの実証運行を求めました。

福祉課長は、町社協の空き車両を移動支援としてボランティアで運営できないか、町と社協が話し合って進めていくのも1方法と答弁されています。あれから1年以上経過した今、その協議結果と実施見込みについて、福祉課長に答弁を求めます。

**○議長(村田 定君)** 福祉課長。

**○福祉課長(田中孝幸君)** お答えさせていただきます。

福祉車両の貸出しにつきましては、現在、町社会福祉協議会の事業として、自治会での助け合いを推進する趣旨で実施されており、自治会からの申請を受け付け、車を貸し出す制度として運用されております。

しかしながら、10人乗りの大型車両しかなく、誰もが容易に運転できないことや運転手つきのサービスでないこと、長引く新型コロナウイルス感染症拡大等が要因となり、現在において貸出実績がないと聞いております。また、先ほどありました甲良町の件ですけれども、ボランティア等による移動支援を先進的に実施されている甲良町においては、ボランティア集めに苦勞されているという状況と聞いており、新規ボランティアが増えない中で、民生委員が運転に協力されている例があるとも聞いております。

このように、高齢者の移動支援など、福祉的課題については、少子高齢化の中で、行政の施策や社会福祉協議会の取組や仕組みだけで対応していくには限界があることから、地域の皆様のお力による持続可能な地域づくりを行政が支援する形へとシフトしつつあります。

これは、国が提唱し、第4期愛荘町地域福祉計画においても実現を目指す地域共生



社会の姿であり、高齢者の移動支援におきましても、それぞれの地域で人材の発掘や自治会の活動としての福祉車両の貸出しを活用した高齢者の移動支援を御検討いただくなど、地域の皆様のお力で推進していただけるよう、町としても、また社会福祉協議会ともに支援してまいりたいと存じております。

以上です。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 今ほど、甲良町の社協の買物サービスは、ボランティアの運転手が少なくて苦勞されているというようなお話、答弁聞いてますと。ですから、うちでもうできないなみたいようなふうに聞こえるんですよ、課長。

甲良町は甲良町さんか分かりませんが、愛荘町もボランティア連協とかありますし、何もかも甲良町で困ってはるさかいにうちでできんみたいようなことはちょっと考えずに、もっともっと攻める福祉をしてほしいなと思うのは私だけではないというふうに思います。

今ほどの答弁で、やっぱり行政や社協だけでやっているのは限界があるから、地域の皆さんのお力によるという云々の答弁がありましたけれども、御承知だと思います、本当に集落の力、自治力というのは低下しているんですよ。20年、30年前にやっていたように、みんなが毎日ボランティアでいろんな活動をする、文化祭をする、運動会をする、何しよう、バザーをしよう、夏祭りしようという力が本当に落ちてきている中で、あえてそれを地域の自治会に移行する方向で考えるというのは、いささかこれはやっぱり間違いではないかなというふうに思います。

私、前も言いましたけれども、自治力がまだ維持できている町は、集落の自治会のそういった買物難民の人、お医者さんに行けない人をボランティアでやろうかというのが、これ、五十一、二自治会のうち数自治会はあるかもわかりませんが、それ以外のところはほとんどもうそういう、自分たちが生活するだけで精いっぱい自治会、個々の生活が一生懸命だけのところですよ。そういった中で、行政では限界あるから地域でそれを支えてもらうねやということについては、私、何遍も言いますが、その取組の高い低いがあって、低い、ほとんど何もされてない、できない集落、自治会にお住まいの人は、全然そういう恩恵が被れないわけですよ。それを町で、あるいは社協と一体的になってそういった買物の制度を、買物サービスの制度をつくってもらえないかというお願いを私、1年、2年がかりでお願いしているわけですよ。

本当に旧の秦荘地域でも、これ、愛知川はどうか分かりませんが、食料品の小売屋さん、秦荘の平和堂、フレンドだけで、あとどこにもないですよ。本当に高齢者だけになってしまったら、免許を返納したら私、どうして買物に行くねやろうという人ばかりですよ。そういったところに、やっぱり温かい手を差し伸べるのが行政の役割だと思います。くどく言いますけれども、本当にこういった仕組みづくりを再度検討してもらいたいなというふうに思います。課長、いかがでしょうか。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

村西議員おっしゃられているように、地域力の低下というものは、現実問題起こっているということは認識しております。しかしながら、そうした中で、この地域等で生活、お互いに生活していく中で、自分の少しのボランティアの力を寄せ集めるということをするれば、解決に結びつくという思いを持っております。そのところがないと、これからの自治自体は崩壊するとも思っておりますので、そのボランティア精神の醸成も含め、そしてまた議員おっしゃられるように、そういうところの部分がつくり上げていけないところもあるというのも思っておりますので、そこにつきましては、その買物サービスに特化するのではなくて、居場所という意味合いも含めながら、移動支援も考えていきたいと思っております。

○議長（村田 定君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 湖東地区の湖東のまちづくりという、まち協だと思っんです。

湖東地区お買い物お助けバスということで、2月から愛東コース、愛知川コース、湖東コースということで、アモールやらコメリやらコスモスへ行く便をつくっておられます。こうして、旧の東近江市でも旧の湖東町でもこういった買物サービスを自主的に一般社団法人が取り組んでおられるんですよ。そういったことも参考に、何もかも自治会やということやなしに、もっともっと行政の積極的な関与を、愛荘町全ての高齢者、高齢世帯を代表してお願いをしておきます。

以上、終わります。

○議長（村田 定君） 以上をもちまして、5番、村西作雄君の一般質問を終わります。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩をいたします。再開を3時40分とします。

休憩 午後 3 時 3 2 分

再開 午後 3 時 4 0 分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

---

◇ 上田太治君

○議長（村田 定君） 7 番、上田太治君。

○7 番（上田太治君） 私は、かつて三十数年前に秦荘町の議会に立候補させていただいて以来、3 期 1 2 年務めさせていただき、その後、町行政とはかなり離れたところでおりましたので、詳しい内容については分かりませんので、今回の選挙を通じて皆さんから伺ったことや思ったことについて、質問をさせていただきます。

まず最初に、選挙制度についてでございますが、先ほども申しましたように、私どもが初めて議員選に出させていただいたときには、先輩議員も記憶にあると思いますが、アルコールですら黙認された、大変お祭りのな選挙でありました。それに比べ、今回の選挙、また、最近の選挙については、随分改正されたと感じております。さて、選挙制度についてであります。テレビ等を見ておられます。当選祝いの席では花束の贈呈や万歳三唱等、明らかに祝勝会と思われる行為が黙認をされております。町長は、今回の選挙の当選された席ではどのような形で、祝勝会はされていないという具合に聞いておりますが、どのような形でされたのかということをお尋ねいたします。

これ、一問一答の形でお願いをしたいので。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

当選当日の祝勝会についてでございますけれども、個々の問題につきましては、選挙管理委員会はその事実関係を承知する立場にございませんので、一般論としてお答えをさせていただきます。

まず、選挙当選後に祝勝会を行うことにつきましては、公職選挙法第 1 7 8 条の規定によりまして、当選または落選に関し、選挙人に挨拶する目的を持って当選祝勝会その他の集会を開催することはできないものとされております。

他方で、候補者の支持者が選挙事務所に選挙結果を見届けるために自発的に集まるなど、他の目的をもって催された集会等において、求められて挨拶する場合は、いわゆる幕間の行為として差し支えないと解されております。

また、個別具体的な事案についての違法性の判断については、最終的には司法に委ねられているというところでございます。議員が御指摘の事例に関しましても、これが違法な当選祝賀会に当たるか否かについて、選挙管理委員会はその判断を下す立場ではございません。

なお、町長に確認させていただいたところ、飲食を含め、祝勝会の開催はもちろんされておりました。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 先ほど、この幕間の行為というのは、私、初めて耳にする言葉で、どういう行為なのか少し分かりませんが、先ほど私が申しましたような花束の贈呈やとか万歳三唱は、明らかに勝利をしたことをことほぐ用意だと思うんですが、町長はどのような形で、この幕間の行為と言われるのかどうか分かりませんが、されたのかお答えを頂きたいと思います。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 当日ということでございますけれども、よく他の首長選挙等々である通常の形にのっとってしているものでございますね。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** これ以上の御質問は、現地に行かれた方に確認をすることにとどめさせていただきたいと思います。

次に、公費負担について、意見といいますか、お尋ねをいたします。公費負担については、大変立候補を考えると、ハードルを下げる意味で、大変喜ばしい措置であると感じておりますし、多くの立候補者が出ていただける1つの条件だという具合に思っているんですけども、例えば、今回のように町議選、1日でありましたけども、車の負担について、公費については1日しか出ません。車の上に看板を取り付け、マイク装置等を取り付け、朝からそれをして、それから出発し、終わったら1日でそれらの車を返すことは到底不可能であります。私はせめて3日にしてほしいということで、レンタカーの会社をお願いをして決済をさせていただいたわけですけども、できるだけ現状に合ったような形でできないのか。規定が決まっているということでございますけども、これは条例で何とかならないのかなという具合に思いますので、その辺についての答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

選挙運動の公費負担の目的は、候補者の負担を減らし、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることで、より多くの人々の立候補意欲を高め、立候補しやすい環境整備を目指すことです。

令和2年6月の公職選挙法の一部改正によりまして、これまで都道府県及び市を対象としていました公費負担制度が町にも拡大されたことを受けて、当町においても令和2年12月に愛荘町議会議員及び愛荘町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定をさせていただきました。

公費負担の範囲や基準額については、公職選挙法の規定に準じておりまして、選挙運動用自動車の使用が公費負担の対象となるのは選挙運動期間内のみとなりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） これらについては、条例では変えられないという具合に理解していいわけですね。お答えをお願いいたします。

○議長（村田 定君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 議員言われることも一定理解させていただいておりますけれども、国の制度に準拠して条例を制定させていただいているため、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 国の基準に基づいてということですが、国の基準が実情に合わないのであれば、できるだけ実情に合う方法でできるような模索をお願いをしたいと思います。

次に、町長の給与についてであります。私どもは、同僚議員から、町長の給料が県内町村の中で一番高いという具合に聞かされましたが、本当であるのか。また、愛荘町よりも高い町村があるのであれば、県内のどの町村であるのかをお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（村田 定君） 町長。

**○町長（有村国知君）** 県内19市町の首長の報酬については、各市町で公表をされておりますので御確認いただければ分かるかと存じますが、県内1高い報酬ではございません。

特別職の報酬については、合併時に類似団体の首長報酬を参考に、審議会で諮られ、決定されたものでございます。

ひもときますと、合併前の首町報酬について、旧秦荘町が73万円、旧愛知川町が74万円でありました。

前述のとおりですが、合併時に類似団体の首長報酬を参考に審議会で諮り、決定されたもので、現在の県下6町で比較した場合は、人口が同規模の日野町と同額でございます。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 経営戦略課に重ねてお尋ねいたします。

愛荘町よりも給与の高い町村については発表できないということですか。答えられないのなら答えられない、答えられるのであれば、どこが愛荘町よりも高いという具合にお知らせを頂きたいと思えます。

また、日野町については、愛荘町が決まってから、それに準じて新しい町長が愛荘町と同じ額にされたという具合に聞いております。よろしく願いいたします。

**○議長（村田 定君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

滋賀県内の町で一番高いところにつきましては、日野町、愛荘町でございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 分かりました。ということは、愛荘町が県内で一番高いということですね。

続いて、町長は、町長の給料を下げることは、優秀な町長が出ないという具合に、先ほど澤田議員の答弁の中でも述べられました。

私は、町長や議員も含めて、町の特別職はサラリーマンや商人とは違って、やる気、心意気、何とかその町をいい町にしたいという思いこそが立候補される第一だと思っておりますが、町長は今も給料が大事だと思っておられるのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 過去からの経緯と類似団体も参考に、審議会によって、合併時に新町の首長報酬として決定されたものであり、歴代町長もそうであったように、私も定められた中で、愛荘町の発展のため、精いっぱい町政運営に尽力していきたいと考えておる次第でございます。

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 分かりました。

次に、町長の住所について、お尋ねをいたします。町長の住所は現在どこにあるのか、お知らせを頂きたいと思えます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 私の住まいは、愛荘町の市でございます。

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 御家族のことについてもお聞かせを頂きたかったのでございますが、議長から強くこれは百条委員会に接触するおそれがあるという具合に……。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後3時56分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 失礼しました。私は、菅総理や安倍総理でさえも家族のことについては国会の中で真摯にお答えしておりましたので、それもいいのかなという具合に思っただけでございますので、今回は、質問を変えて町長にお尋ねをいたします。

町長、家族を大切にされる御家庭でありますので、町長はもちろん、御家族と同居されておられますか。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時56分

再開 午後3時58分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） それでは、答えてもらえないというか、質問をすることが駄目だということで、この問題については質問を取り下げます。ちなみに私は、選挙に出るのなら家を出ると家族に言われて、既に、長男も家内も家に住んでおりません。それでも、何とかこの町政のためにやらないといけないという思いで立候補しました。

続いて、庁舎の改修についてお尋ねいたします。今ある庁舎を改築、改装することについてお尋ねをいたします。基本的な問題として、従来より合併における庁舎の位置については、秦荘町の場合は、八木荘と秦川が合併をして、真ん中の安孫子に新しい庁舎を造りました。そういうことによって、2村の町民の融和ができてきたものと思っております。それは、ほかの町村においても、そういう手法を常に試みておられたのでないかなという具合に思います。

また、今ある庁舎を改修する場合、ちなみに、私はアパートやマンションの経営をしておりますが、たった1枚のタイルが上から剥がれて落ちたことにより、下の駐車場の車の屋根を突き破りました。もしここに人が通っておれば、マンションの場合は、そないに人はおりませんし、駐車場は幸い人のけががありませんでしたけども、庁舎のように、緊急時、台風やとかそういうおそれのあるときには、避難所の1つにもなると思います。それが、住民の頭や体にでも当たったらと思うと寒けがします。

それらについては、既に検査はされていると思いますけども、それは、その検査時点でのことであり、最近の庁舎については、タイル張りの庁舎、新しい庁舎はどこにもありません。このことについてはどのように思われているのか、お聞かせをしたいと思います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 庁舎等公共施設の最適配置に伴う庁舎改修についての御質問であると受け取らせていただきました。

現在、2つある庁舎ですが、秦荘庁舎は昭和47年に建築され、平成3年に大規模改修が実施されております。また、愛知川庁舎については、平成2年に建築されております。当初の建築年から数えますと、秦荘庁舎は今年で50年目、愛知川庁舎は32年目を迎えます。平成18年の合併当時、両町が保有していた多くの公共施設は、



有効活用を図るものとされ、これまでも住民サービスの拡充と住民の努力により安定した町政が築かれてまいりました。

取り組まねばならない庁舎等公共施設の最適配置は当たり前のことですが、既に1町となり歩んできている愛荘町としての持続可能性を確保するとともに、課題と負担をただ先送りするのではなく、現在、そして将来世代を含めた住民の暮らしを守るためのものであります。

議員が就任されて間もないことでもございますので、改めて述べさせていただきますと、なぜ愛知川庁舎を本庁舎、秦荘庁舎を支所という計画になっているかの要素としては、スペース的なものもありますが、秦荘庁舎は、改修をしていますが築50年、愛知川庁舎は、防災拠点としての耐震性をクリアしており、建築されてから30年が経過しております。

全国の自治体が準拠する総務省の施設管理の試算において、鉄筋コンクリート構造の耐用年数は60年とされており、愛知川庁舎はあと30年は使用できます。他市町の庁舎新築計画のように50億円や70億円もの費用をかけずに、長期にわたり有効に引き続き使っていけることを踏まえていただけますれば幸いです。

新たな公共施設を建てることよりも、今ある公共施設をどのようにマネジメントするかが大事であると考えております。さきの答弁でお答えしたとおり、町としての持続可能性を確保するとともに、現在、そして将来世代を含めた住民の暮らしを守るため、施設の長寿命化や集約化、多機能化等を考えながら、必要な施設を残しつつ、将来更新費を削減する取組を着実に進めてまいりたいと存じます。

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 今ほど、愛知川庁舎、築32年たつとおっしゃられました。それと私は、改修をしても、2町の業務を1か所でするのには無理があるのではないかなと思います。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時06分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 庁舎改装についての関連という具合に思っていたのですが、場所についてまでは書いておりませんでしたので、今回については控えさせていただきます。

○議長（村田 定君） 再質問、上田太治君。

○7番（上田太治君） ちょっと初めてなもので要領が分かりませんので、再質問ということでさせていただきます。

庁舎の位置につきまして、庁舎の抜本的な問題につきましては、私からの提案としてさせていただきますけども、いまだに秦荘地区と愛知川地区とでは、心のわだかまりというのが十分拭い取れていないという具合に私は感じております。その1つは、庁舎の問題もあるのでないのかなという具合に感じます。

それを愛知川と秦荘の真ん中の市の地区とか矢守、あの辺、愛知川と秦荘の中心地あたりに新しい庁舎を造るのであれば、どのようなデザインも造れますし、そこには1つの町ができます。それは大きな経済効果にもつながると思いますので、ぜひとも再考をお願いしたいということを提案させていただいて、この質問は終わります。

次に、空き家対策について……。答えてくれるの。答えていただいて十分結構ということで。

○議長（村田 定君） 公共施設最適配置推進室長。

○公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） そうしましたら、私のほうから、先ほど御質問の中で愛知川庁舎の外壁の件を御質問あったと思いますので、ちょっと御答弁させていただきます。

愛知川庁舎の外壁のタイルが、外壁がタイル張りであることから、剥がれ落ちた場合に命に関わる危険性があるという議員の御質問であったかと思えます。

愛知川庁舎は、当時、町に必要な公共施設として議論を重ねて整備されて、今我々が受け継いでいる町の財産の1つでございます。

愛知川庁舎をはじめとする町の各施設の安全管理につきましては、各施設所管課、また指定管理者において最善の注意を払いながら努めていきたいと考えております。

また、愛知川庁舎についてでございますが、平成24年度に外壁の改修工事を実施しております。庁舎建物の周囲には植栽用の花壇があり、日常、人が行き来できないような設計とはなっております。今後、庁舎を含め各施設につきましては、先ほ

ど申し上げましたとおり、日常点検なり、また必要に応じて専門家の目による点検などを行うなどして、最善の注意を払っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 今の答弁につきまして、再々質問になるのかどうか分かりませんが、お尋ねといたしますか、御意見を申し上げます。

先ほども申しましたように、庁舎の場合は、多くの住民が集まる場でございます。特に、台風や災害のとき、そういうときには、植栽が周りであってもこたえません。1枚のタイルは、紙のごとく、かなり遠くまで飛ぶことを十分御承知いただきたいと思っております。

続きまして、空き家対策についてお尋ねをしたいと思います。今のことについては、答弁いただかなくても、心に留めておいてください。

空き家対策については、愛荘町は斬新的な施策をされているように聞いております。私も、実は愛知川の家を買ってほしいと言われて見に行ったところ、こういうなものがあるという説明を受けて、初めてそのような施策があるのを知ったわけでございますが、これらについては、他の県内市町村とは随分と重厚過ぎるといいますか、大変、それらを知っている一部の方に対してののではないのかな、また、商工会のほうにほとんど丸投げ状態でないのかなという具合に感じたんですけども、県内他町と比べて妥当なのかどうか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 当町の空き家施策につきましては、愛荘町空家等対策計画に基づき、発生予防、利活用、適正管理を3つの柱として事業を推進しております。

本計画につきましては、町内における空き家の実態調査や各分野の有識者との協議等を経て策定したものであり、当町の実態に即した計画としております。

空き家の状況や周辺環境については、地域によって、また自治体によって差異があるため、使い勝手等も含めて一概に比較することは困難と考えますが、当町の実態に即した空き家政策を実施しているものと認識しております。

また、愛荘町商工会との関係性といいますか、その部分につきましては、平成30年3月に、愛荘町における空き家対策に関する協定書を締結し、対策を進める上での

協力体制を構築しております。これにより、愛荘町空き家バンクの運営について、町では実施することができない、特に技術的、実務的な分野において町商工会に支援を頂いているところでございます。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 改装や転売に対する補助については、大変重厚なものがあると思います。それに比べて、委員会等でも質問がありました、老朽化して朽ち果てるような空き家に対しての施策がほとんどありません。私は、むしろこれらについての対策をすべきであると思います。

ちなみに、現在行われております空き家対策についての補助対象になられた方はどの程度おられるのか、また、私が特に疑問に思ったのは、業者がビジネスのために買ったものについてもこれらの対象になり、業者に対して補助金が出されることについては少し疑問を思ったわけです。私はその対応といたしますか、それを取らなかったわけですが、それらについてもお聞かせを頂きたいと思います。

**○議長（村田 定君）** みらい創生課長。

**○みらい創生課長（西川傳和君）** まず、空き家改修等の補助金、補助金の実績についてでございますけれども、この空き家改修補助金につきましては、本年度5件の補助金の実績で、総額1,540万円の交付決定を行っております。これまで、町外からの移住者による活用や地域活性化の拠点としての改修等が実施されているところでございます。

また、空き家の適正管理に関しましては、建設・下水道課のほうで実施をしておるわけですが、空き家の利活用の部分、また適正管理等につきましては、空き家対策全体の事業として、空家対策計画でも記載をさせていただいているところでございます。その中で、両輪として動いているというような状況で進めております。

**○議長（村田 定君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 僅か5件で1,540万、1件当たり300万の補助金が出ているということでございます。先ほど村西議員が米に対して補助金が何とかつけられないのかと言われた金額よりもまだ多いと思います。1件当たり300万というのは、かなりの額であるという具合に思いますし、これらのお金が老朽化して朽ち果てた解体費用等に回せたら、より周りの住民は効果があるぞという具合に思いますけれども、どうしてその朽ち果てたような家の解体費用については補助等を見ないのですか。

それについて質問をさせていただきます。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 上田議員の朽ち果てた空き家等の費用負担についてでございますが、公費というわけではなく、やはり所有者の責務ということがございまして、空き家等の所有者以外に、相続人や占有者、管理人などが所有者等には含まれてくるということになります。そうした所有者等につきましては、空き家等に関しまして、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないような、適正な管理を行わなければならないということは、やはり所有者の責務ということになっておりますので、そうした部分に関しての、今現時点でのちょっと補助というのは、制度としては設けてはおりません。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 再質問になるのか、再々質問になるのか分かりませんが、今のお答えについて質問をさせていただきます。

朽ち果てた家というのは、大概がもう所有者が分散し、登記等が十分行われなくて、誰の持ち物か分からないというような空き家が多うございます。また、とても解体をするような、余力のある方であれば解体をしておられますので、解体をするような余力のない方だと思います。

それに比べて300万、5件で1,540万の補助を受けられた方は、当然、改装は所有者の責任である。それを高く売るのが安く売るのは本人次第だという具合に思いますが、それらについての整合性は、私は少し欠けているのではないのかなという具合に思いますが、それについてもお尋ねをいたします。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 本事業の効果、300万円の改修補助に関しては、本事業の効果や実績など、これは十分に分析しながら、空き家対策により、より効果が発現される制度となるよう、引き続き、所有者やまた利用者、関係者などの意見を伺いながら事業を進めたいというふうには考えております。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 今ほどみらい創生課長が答弁しました利活用と、また建設・下水道課で所管します適正管理という分野、両輪で今、所管としておりま

す。

その中で、適正管理につきまして、地元の区長様等から朽ち果てた空き家、上田議員おっしゃられるような空き家、とてもやないけども、ちょっと人が改めてもう住めないような、そういった空き家については、特定空家の認定等を行いまして、その所有者に、こういった形でそこを適正な処分なりしていただくかというところを当課のほうで所管して、そこまで、最終手段としては行政代執行というところには行き着くのかなと思うんですが、そこまで行かないような形で、何とか所有者で適正な管理なり処分をしていただくという道筋を見いだせるような形で進めていきたいというふうに考えております。

そこで、適正管理というのは、あくまでもその朽ち果てた空き家が付近の方々に影響を及ぼさないような形で、そういった流れに基づきまして処置を進めるということと、利活用につきましては、その空いた空き家をまたリノベーション等をされて、どう活用していくかというところが、先ほどから申しますようにちょっと両輪で動いているという形で、ちょっと所管が変わっておりますので、そうした形で空き家対策等は進めているという状況となっております。

○議長（村田 定君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 何度も申しますように、朽ち果てた空き家、ごみ家、そのようなところについては、所有者責任を求めても所有者は余力がないということを十分、余力のないことが多いということを十分理解をして、対応を検討していただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

○議長（村田 定君） それでは、上田太治君の質問をこれにて終わります。

---

○議長（村田 定君） 暫時休憩をします。それでは、4時半まで休憩とします。

休憩 午後4時22分

再開 午後4時30分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（村田 定君） ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。一般質問を続けます。

---

◇ 瀧 すみ江君

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。一般質問を行います。

私は、新型コロナについて、学校給食の無償化について、庁舎集約化など施設の統合について、年末年始の大雪についての4項目について、一問一答で行います。

まず初めに、新型コロナについて3点質問します。

1点目に、検査についてです。12月29日より、感染に不安を感じる県内在住者は、無症状であれば検査を無料で受けることができるようになりました。大きく前進したとは思いますが、受けられる場所は愛荘町内では1か所しかなく、十分な状況ではありませんし、町内ではPCR検査は受けられず、抗原検査のみです。希望する方がすぐに検査が受けられない状況です。無料PCR等検査をいつでも誰でも何度でも受けられることを求めますが、答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 新型コロナワクチン接種推進室長。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） 御答弁申し上げます。

3月9日現在ではございますが、滋賀県内の95事業者、これは薬局でございますが、無症状の方に対し、PCR検査及び抗原定性検査が無料で受けられる体制が整えられております。

議員が御質問の中で述べられましたとおり、愛荘町内では1事業者でございますが、近隣の彦根市で4事業者、東近江市で7事業者、計12事業者で実施しており、全て無料で受けていただくことが可能でございます。

また、各検査実施事業者においては、PCR検査試薬や抗原定性検査キットなどの需給が逼迫していることから、検査方法が限定されている現状はございますが、今申し上げた12事業者のうち9事業者においてPCR検査が実施可能とされております。

なお、検査の事前予約をすれば、基本的に月3回まで検査可能と聞き及んでおり、感染に不安をお感じの方への配慮もなされていると承知をいたしております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。先ほど御答弁も頂きましたように、県内の検査ができる事業所の中で、近隣、身近なところでいうと町内に1つ、東近江市

に7つ、彦根市に4つですけれども、その12の事業所では、利用頻度というのは、混んでるかどうかとか、そういうことです。混んでる、空いてるとか、どういう状況になっているのかについて、お分かりであれば答弁を求めます。

○議長（村田 定君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　御答弁申し上げます。

当町を含み、近隣の各検査実施事業者の検査利用頻度につきましては、事業者施設の体制によって様々でございますけれども、少ないところで1日当たり3から4名、多いところでは1日当たり20人程度までございます。

おおむね1事業者当たり平均いたしますと、1日5人から10人程度の利用頻度であるというふうに確認をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（村田 定君）　　11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君）　　11番、瀧です。このように、県内各地で検査、広がっているわけですけれども、先日、2月1日ですけれども、滋賀県のホームページによると、お知らせが出ています。これは、最近の新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、PCR検査試薬や抗原定性検査キットなどの需給が逼迫していることを踏まえ、今般、厚生労働省より発熱などの症状がある方々に対する検査キット供給を優先する方針が示されました。

こうしたことに受け、本県内の無料検査実施店舗においても、キットの不足により検査を受検できない場合があります。発熱などの症状がある方に対する検査を優先することへの御理解、御協力をお願いしますというものです。現時点で検査キットは足りているのかどうかについて答弁を求めます。また、現在、検査を受けたいときに受けられる状況なのかについても答弁を求めます。

○議長（村田 定君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　まず、この検査キットが足りているのかといったところでございます。御承知のとおり、先ほど議員申し上げられましたとおり、このPCR検査試薬なり抗原検査キット、こちらの需給が今逼迫しておるといったことから、厚生労働省のほうから発熱のある方々にキットの供給を優先するように方針が示されておるといったところでございます。こちらも当町を含みまして、近隣の各検査実施事業者のほうへ確認をいたしましたところ、特にPCR検査、あるいは抗原定性検査、い



ずれの検査も可能な、また、1日に多くの人数を受け入れていただいている事業者さんに関しましては、検査キット不足であるというふうに聞き及んでおります。また、一方で1日5人程度、5人前後の検査受入れ事業者につきましては、現時点においては確保ができていたところでございます。

次に、検査を受けたいときに受けられる状況であるのかといったところでございます。さきに御答弁させていただきましたけれども、基本的には無症状の方に限り、県内どの事業者でも無料で検査が受けられる体制が整っております。ただし、各店舗によりましては、1日に検査できる人数制限なり、検査キット数によって検査能力に限界がございますので、大変お手数でございますけれども、御希望される事業者に対し、日程調整なり、また希望日時にそぐわなかった場合につきましては、近隣の他事業者への御配慮のほどよろしくお願いを申し上げます。

加えて、現在も引き続き、滋賀県では実施可能事業者を募集いたしまして、さらなる体制強化を目指しておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** また再質問になりますけれども、今度、教育委員会のほうにお聞きしたいと思います。

文部科学省は、昨年6月以降、全国の学校に125万回分の検査キットを配布していますが、使用期限が1月31日を迎え、検査キットが不足している中、使われずに使用期限を迎えてしまった市町もあるとのことをお聞きしています。

昨年、9月議会の一般質問の中で、抗原検査キットは1箱に10個入っているものが13箱届くという連絡が来ていると教育委員会から今日答弁を頂いていますので、そこからいくと130個が届いたのではないかと考えますが、これをどのように活用されたのかについて答弁を求めます。

**○議長（村田 定君）** 学校教育担当課長。

**○学校教育担当課長（辻 裕樹君）** 今の議員の御質問にお答えいたします。

各校園に適正に配布し、確認しましたところ、残っている個数は23ということで聞いております。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

○11番(瀧 すみ江君) 11番、瀧です。こちらの検査キット、使用期限は何日だったのかについて答弁を求めます。

○議長(村田 定君) 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長(辻 裕樹君) お答えいたします。

先ほど議員からも御発言がありましたとおり、1月31日が期限でございます。

○議長(村田 定君) 11番、瀧 すみ江君。

○11番(瀧 すみ江君) それでは、23個残っているということですが、こちらのほうは活用というか、どのようにされるのかについて答弁をお願いします。

○議長(村田 定君) 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長(辻 裕樹君) 期限が参っておりますので、文部科学省からの説明にもありましたけれども、一般廃棄物として処分することとなります。

○議長(村田 定君) 11番、瀧 すみ江君。

○11番(瀧 すみ江君) 瀧 すみ江です。

こちらのほう、事前に、期限になるまでに、検査キットが逼迫している中で、こちらのほうに、逼迫している医療機関などにあるものを回せないかというふうなことをそういう、全国でも各校園で、各学校ですよ、学校でそういう声が出ていたんですけども、お聞きするところによると、回せたところもあるらしいんですけども、国のほうが回してもいいという指導をしたのが、たしか1月27日だったと思うんです。それでなかなか難しいところもあったかと思えます。今後は、もうそういう使用期限など考えて、ぜひ御活用を頂きたいと思えます。

では、次に行かせていただきます。では、次の質問をさせていただきます。

2点目に、3回目のワクチン接種についてです。何人かの高齢者の方から、予約を取るのが大変という声をお聞きしています。行く日を決めて通知してもらい、都合が悪いときだけ変更してもらおうという方法はどうかなどの提案も頂いたり、予約が難関になっていることがうかがえます。会場が1つしかないことから、交通手段の確保も必要です。

希望する全ての方がスムーズにワクチン接種を受けられるための対策について、答弁を求めます。

○議長(村田 定君) 新型コロナワクチン接種推進室長。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** 御答弁申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、現在3回目の接種を実施しております。65歳以上の高齢者への接種が冬の時期で、積雪など心配をしておりましたが、現在まで順調に接種を進めることができいております。

さて、御質問の接種予約についてでございますが、3回目接種におきましても1回目、2回目同様、コールセンターとウェブの2通りの予約方法を取っております。

議員の御質問の、町が接種日を指定し、御案内する方法もあると思いますが、1回目、2回目の初回接種終了後、6か月の期間を経て、出来るだけ早い時期に3回目接種をしていただくことが大切であることから、住民の皆様御自身の都合に合わせて接種をしていただくよう、予約制を取っております。

なお、1回目、2回目の予約時になかなか電話が繋がらないといった御意見を頂いていたことから、3回目の予約では電話回線を増設するとともに、民生委員、児童委員さん、また役場窓口でウェブ予約のお手伝いなどをする対応を取らせていただいております。

また、ワクチン接種会場への移動手段についても、1回目、2回目の接種時と同様に、社会福祉協議会の協力を得て、送迎車を運行いたしております。

現在、接種を希望される65歳以上の高齢者の方は、概ね接種を終えられ、引き続き64歳以下の住民の皆さんへの接種を進めているところでございます。

また、1回目、2回目、接種が済んでいない方についても、接種の機会を設けるなど、希望される方が接種できるように努めてまいります。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。再質問を行います。

ウェブ予約のお手伝いや送迎の対策に努力していただいていること、評価いたしますが、そういうことをしてもらえないことを知らない方が多くいると思います。知っていただく努力をすることを求めたいと思いますますけれども、答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 新型コロナワクチン接種推進室長。

**○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君）** まず、社協さんをお願いをさせていただいております送迎でございますけれども、それにつきましては、地域の住民の皆様方の生活の実態をよく御存じいただいております民生委員、児童委員の皆様

様にこういう対応をすることについてお知らせをさせていただいております。地域で必要な方がおられましたら、この内容をお伝えいただきまして、つないでいただくようお願いをいたしているところでございます。

また、高齢者の方や障害のある方につきましては、担当の介護支援専門員、あるいは計画相談員が御支援をさせていただいていることが多いことから、そういった事業所にも送迎の御案内をし、利用につなげていただくよう対応をしているところでございます。

また、窓口での対応でございますけれども、こちらにつきましては、お電話でどういった予約の取り方をすればいいのかというようなお問合せがあったり、また、窓口へ直接お見えになられることもございますので、そういう方につきましては、御自身が予約をされる、携帯から御予約をされるその手順を1つずつ、確認をしながら対応させていただいておりますので、広く周知ということではございませんけれども、窓口来られましたら、丁寧に対応するように心がけているところでございます。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧 すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** 11番、瀧です。もう1つ再質問します。

これは1、2回目の接種ですけれども、12歳到達時への1、2回目の新型コロナウイルスワクチン接種も昨年10月頃から個別接種で行われています。そして、これから5歳から11歳の方の1、2回目のワクチン接種が行われます。

12歳到達時は接種日が、1ケースというのは、その人にとっては1回目がこの日、2回目がこの日って、その1日、1ケース、1回目、2回目の日が1日ずつしか設定されていないというふうに思いますのですけれども、そして、5歳、11歳の場合も、何日かに日が限られています。そういう中ですが、全ての接種希望者が受けられる状況かどうかについて答弁を求めます。

また、現在18歳以上の3回目の接種券が郵送されていますけれども、13歳から17歳についてはどのような予定なのかについて、3回目ですけれども、どのような予定なのかについて答弁を求めます。

そして、もう1つお聞きしたいのは、12歳から17歳まで、今、1、2回目の接種がお済みの子供さんですけれども、そのワクチンの1、2回目のワクチンの接種率、どのぐらいになるのか、どういう傾向になっているのかについて答弁をお願いします。

○議長（村田 定君） 新型コロナワクチン接種推進室長。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） まず、12歳児の接種についてでございます。1回目及び2回目のワクチン接種については、当初、18歳以上が対象でございましたけれども、12歳以上へと接種が拡大されたことから、愛荘町においても、昨年8月までに誕生日を迎えた12歳から17歳の方を対象に、翌月の9月から集団接種を開始いたしました。

9月以降に12歳の誕生日をお迎えになられる方については、10月から本年の4月まで、町内の小児科医のほうに御協力をお願いをいたしまして、個別接種をさせていただいております。誤って12歳に到達をしていないお子さんに接種をしないように、また、接種者を誤って接種をしないように、接種者を誕生日ごとに区切りまして、接種日を設定をいたしております。また、1回目接種から3週間後に2回目の接種を行うというようなこともございますので、接種期間の過ちというようなものを避けるためにも、接種日を設定をさせて、また、時間も分けて行っているというような状況でございます。

接種日が限定されているというような御意見を頂戴いたしましたけれども、1月にお誕生日を迎えられるお子さんの数が限定されているということ、それから、先ほど申し上げましたように接種誤りというようなものを防ぐというような観点から、細かく接種日を設定しておりますこと、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

もう1点ですけれども、12歳から17歳の3回目の接種でございますけれども、こちらについては、国のほうも方針を出されましたことから、接種についての準備を進めているところでございます。また、接種券のほうの発送など、そういったことにも取り組んでまいりたいと思っております。

それから、その他については課長のほうから御答弁申し上げます。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 最後の質問になります。

12歳から17歳の接種率でございます。2回目接種された方、77.4%ということでございます。あと、傾向ということなんですけれども、2回目接種全体で、現時点で87.6%、そして、65歳以上の方につきましては、対象の人から見ますと94.6%ということで、少し12歳から17歳の方、77.4%ということで、少ない傾向ではありますけれども、どの年代につきましても80%以上の接種率が愛荘町あると

いう状況でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に行かせてもらいます。

3点目に、保育園、幼稚園の休園、小中学校の休校、また学級閉鎖についてです。

第6波になってから、今まで経験のないような感染急拡大が毎日続いています。子供たちの感染拡大も顕著になり、保育園、幼稚園の休園、小中学校の休校、また学級閉鎖が相次いでいます。昨年の夏、私たち日本共産党議員団は、保育園、幼稚園、小中学校に感染者が出た場合、その施設全員にPCR検査や抗原検査を行うことを申入れや質問の中で求めてきましたが、現在どのような検査体制になっているのかについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（辻 裕樹君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルス第6波の急激な感染者数の拡大に伴い、現在学校や園では、児童生徒、園児の感染状況に応じた休校措置や学級閉鎖措置を取っています。

現在、同じフロアに陽性者が確認され、さらなる感染拡大が想定される場合は、滋賀県の事業であるイベントベースサーベイランス事業を積極的に活用しながら対応しています。

この事業につきましては、町内の高齢者施設や障害者施設、学校、幼稚園、役場等において、ユニットやフロア、クラス単位で1人以上の陽性者や風邪症状を確認した場合、滋賀県に申請することで、関係者分のPCR検査キットが無料で配布され、後日検査結果が送られてくるというシステムです。

この事業の活用により、速やかに該当者全員の検査を実施することができ、感染状況の早期の把握と感染拡大抑止効果が図れることから、校園の感染発生状況に応じ、実施しているところでございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。今の答弁いただき、前進したというふうに評価いたしますけれども、抗原検査は早くに結果が出るということになっておりますけれども、各家庭に検査結果の連絡が届くには二、三日かかるという声をお聞

きしています。結果が分かるまでの間、不安を抱えながら過ごすことにもなりますし、もう少し早く結果を出すことができないものかということについて答弁をお願いします。

○議長（村田 定君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（辻 裕樹君） イベントベースサーベイランス事業につきましても、県に申請している事業ですので、その結果待ちということにはなっておりますけれども、現在の状況ですと、朝、検査を申請すると、その日のうちに検査キットが届き、翌日に検体を提出、そしてその翌日に結果が来るということで、比較的早い段階での検査結果を頂けるということとなっております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） それでは、次の質問をさせていただきます。

G I G Aスクール構想により、小中学校の児童生徒には1人1台端末が整備されましたが、現在のような休校、学級閉鎖の場合にこそ活用されるべきではないでしょうか。休校、学級閉鎖の場合の活用状況について答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（辻 裕樹君） それでは、お答えいたします。

教育委員会では、端末の持ち帰りを実施するため、持ち帰りルールの作成や教科書等の使用のための著作権関連の調整、さらにインターネット環境が自宅に整備されていない児童生徒を事前に把握し、モバイルWi-Fiルーターを貸し出すなど、休校、学級閉鎖に備えた準備を整えています。小中学校では、3月8日時点で23回の休校、学校閉鎖がありましたが、端末の持ち帰りについては7回実施しました。

端末を用いた学習内容としては、デジタルドリル教材の活用やアプリケーションを用いた課題配付、提出。さらに、オンライン授業の実施等、各校が試行を重ねながら実施している状況にあります。

これらの取組については、学校長や教頭との定例会議にて情報共有を図りつつ、休校、学級閉鎖に備えた持ち帰りの試行について、積極的に行うよう各校に促しています。

教育委員会としましては、今後も学びを保障するとともに、その学びがより一層主体的で深い学びとなるよう、サポートを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。再質問をさせていただきます。

まず、各家庭のネット環境の整備状況について、答弁を求めます。どのぐらいの家がネット環境が整備されているのかについて教えていただきますようお願いいたします。

○議長（村田 定君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（辻 裕樹君） インターネット等の整備状況ということで、教育委員会の把握しているものとしては、家庭にインターネット環境がなく、モバイルWi-Fiルーターの貸与申請があった家庭ということで把握をしています。本年度は、計21件、Wi-Fiをモバイルルーターの貸与申請がございました。

貸与に当たっては、基本的に通信費を全額御家庭で御負担いただくこととしておりますが、要保護、準要保護などの支援が必要な世帯に対しては無償で貸与することとしており、21件の申請の中で、9件がその対象となっております。

なお、21件の申請世帯のうち、4件の世帯が申請後、御自宅にインターネットを開通されたため、モバイルWi-Fiルーターの貸与の終了をされる旨の届出を頂いております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。もう1点再質問します。

私も先日、Zoomを使ってのリモート会議を行う経験をしました。

まず、会場につなぐという行動を自分でしなければ参加できませんし、授業であっても、全ての子供たちがそこまで到達するには難しいものがあると私自身が思いました。また、現場にいるのとは違い、教室にいるのとは違い、画面を見るのに集中するので、時間を区切って休まないで疲労もするなと思いました。私としては、こういう感想を持ったんですけれども、各家庭でリモート学習を行うことを想定しての教育委員会の見解について答弁を求めたいと思います。

○議長（村田 定君） 学校教育担当課長。

○学校教育担当課長（辻 裕樹君） それでは、お答えいたします。

今、リモート授業と言っていましたので、いわゆるオンラインの授業のことを言っておられるのかということで回答させていただきます。



オンラインのでの授業の実施も、何度か実施いたしましたけれども、まず、その前提としまして、学校内で自分でタブレットが立ち上げられて、まず、通常に使えるという状態ができているということを前提に進めております。そして、実際やりましたときには、通常の45分という時間ではなくて、さらに15分ということで短く区切りまして、そして、その後は紙媒体での学習をするなどにしております。

また、教材につきましても、黒板を映すだけでなく、それ用の教材を準備して、分かりやすく的確に指導するような工夫をして進めているところです。今後も、どのようにすれば効果的に分かりやすいオンライン授業ができるかということについては、準備を進めてまいります。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。本当に大変な、新しいことですので、大変なことですが、またよろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。国の小学校休業等対応助成金についての相談窓口の設置、併せて町単独の助成制度を設けることを求めますが、これについての答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

厚生労働省による小学校休業等対応助成金制度については、小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して、有給の休暇を取得させた事業者に対し、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度でございます。

また、労働条件によって、個人申請の対象となるケースもございます。

この事業に伴う支給要件の詳細や相談、申請手続等については、県内に特別相談窓口があることから御利用いただけるとともに、土曜日、日曜日、祝日でも対応できるコールセンターが併設されておりますので、当町としましても、御相談があれば積極的に御案内できる体制としています。

議員御指摘の町単独での助成制度とのことでありますが、現在、国において適切に対応されていると考えますことから、町独自の取組は考えておりません。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。まず、この小学校休業等対応助成金と

いう制度そのものがあるということをもっと町民の方に知らせていただきたいと思  
います。やはり、大変な御家庭、喜ばれることですので、そのことを求めます。そして、  
困ったときに相談できる場所があるということは、住民の安心につながるわけなんで  
すけれども、県のほうで県内の特別相談窓口というところがあって、土日、祝日でも  
対応できるコールセンターがあるということですが、それで、そのこと自体が分から  
ない方もおられますので、やはり、そしたらちょっと町に聞いてみようというふうに  
なると思います。その場合は、窓口ということは今、商工観光課が答えていただい  
ているので、商工観光課ということによろしいでしょうか。答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目、周知の関係なんでございますが、本制度の周知につきましては、町  
ホームページへの掲載、それとともに、町の公式LINEによって周知を図っており  
ます。

また、本件についての町への問合せ先でございますが、本件につきましては、先ほ  
ど御答弁でも申し上げましたとおり、県内に特別相談窓口と、土日、祝日もやってお  
りますコールセンターが併設されておりますが、町への問合せにつきましては、商工  
観光課に一旦連絡を頂くような形で結構かと思えます。ただ、専門的な話とかになる  
と、当課でも対応できない場合がありますので、お電話いただいた中で、今言いまし  
た特別相談窓口と、コールセンターのほうの御案内をさせていただくような形で対応  
させていただきたいと思っております。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ホームページや公式LINEで周知されてるということ  
だったんですけれども、やはりそれ、見られない方は分からないと思うんで、何か配  
布物とか、そういうことではできないのでしょうか。

それと、もう1つ質問させていただきます。この制度の問題は、会社には従う義務  
がないということです。労働局から会社に確認が入り、休業を認めない会社がある場  
合は支給とはならないそうです。このような場合、町が補填することはできないので  
しょうか。補填することを求めたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（村田 定君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤野知之君） お答えいたします。

配布物等の周知でございますが、それにつきましては、基本的に保護者さん向けの制度になりますので、関係課と連携して周知に努めてまいりたいというふうに思います。

あと、町からの補填、要するに事業者さんが従わなかった場合の補填でございますが、基本的には事業主が申請しますこの小学校の休業等対応助成金につきまして、事業主がこの制度の活用について協力されない場合は、一旦滋賀県の労働局のほうから協力の要請をされます、事業主さんのほうへ。ただ、それは一旦、労働者の方が、その相談窓口のほうへ相談して、そこから県の労働局がその事業主に協力を要請するというような形になります。それでも協力されない場合、ほかの制度になるんですが、国の制度で、個人で申請する制度もございますので、そちらのほうで対応をされておられます。ですので、現在、町での対応は考えておりません。

以上でございます。

**○議長（村田 定君）** 11番、瀧すみ江君。

**○11番（瀧 すみ江君）** それでは、次の質問をさせていただきます。

次に、学校給食の無償化について質問します。学校給食法は、食育の推進を掲げています。また、憲法26条は、義務教育はこれを無償とするとしています。給食費が払えずに肩身の狭い思いをしたり、生活費を切り詰めて給食費を捻出するなど、子供たちや家庭に大きな負担となっています。こうした実態を受け、地方自治体の独自施策での無償化が広がっていることは、子供や家庭を励ますものです。

一方で、自治体による格差が広がっていることも現実です。全ての子供たちが安心して学校給食を食べることができるように、学校給食費の無償化が喫緊の課題です。滋賀県では、長浜市、高島市、豊郷町が既に学校給食費を無償化しています。

愛荘町でも、子育て支援のため学校給食を無償化することを求めますが、答弁をお願いします。

**○議長（村田 定君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 御質問の給食費の無償化につきましては、澤田議員への御答弁の中でも申し上げましたとおり、考えておりません。

約3億円の予算のうち約1億円を保護者の方々に御負担いただいております、これらは100%賄い材料費に充当しております。また、差引きの約2億円は、町民の皆様の御負担とも言える予算で提供をしております。

なお、経済的に困難と認められる御家庭の児童または生徒に対しては、学校給食費を含む学校に通うのに必要な費用を援助する制度である就学援助費により、町として必要な支援を行ってまいります。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。再質問というか、答弁はよろしいと思いますけれども、私の考えを言わせていただきます。

給食費は、幼稚園の多くの方が月額3,300円、年額3万6,300円です。小学校が月額4,000円、年額4万4,000円です。中学校が月額4万4,400円、年額4万8,400円です。幼稚園児、小中学生で、2人以上の子供さんがいる家庭は、この2倍、3倍の高負担になり、年間10万円以上の負担になる家庭もあります。義務教育は無償には到底そぐわないものです。

滋賀県で初めて給食費の無償化を行ったのは、人口10万人を超える長浜市です。学校給食費を全面的に支援することで、子育て世代が抱える経済的負担の軽減につながり、安心して産み育てることができる環境整備に行政が支援しています。保護者の方々に御負担いただいている給食費は、今の答弁でも1億円とのことでした。給食費を無料にしたら、財政が破綻するのではないかと心配されている町民の方の声もお聞きしました。しかし、10日に可決した決算見込みの令和3年度一般会計補正予算では、繰越金基金の繰戻しなどで約7億円もの余剰金が出ていることを見れば、学校給食費を無償化する財源は十分にあります。やる気があればできることです。今の答弁では考えていないということでしたので、それはやる気がないということなので、答弁を求めることはいたしませんけれども、今後、子育て支援という観点で検討いただくことを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、庁舎集約化など施設の統合について質問します。

町長は庁舎集約化を急いでいますが、多くの町民の方が住民の声を聞いてほしいと願っています。合併から16年、県内各市町を見ると、庁舎集約化による支所や旧役場での機能低下、町職員の引上げ、窓口業務の縮小、外部委託によって、住民から行政が遠くなっています。町民にとって身近で頼れる存在である町政は、災害時でもコロナパンデミックでも必要です。

今あるものを有効に、公民館などの施設の存続、充実こそ必要です。これまでのプロセスの中での最大の間違ひは、庁舎の集約化など施設の統合について、初期段階に

は、町民の声を聞かずに町民の知らない間に進め、行政の結果を出してから、結果ありきで町民に資料を配り、意見募集をしたことです。意見募集では、多くの懸念が寄せられました。今からでも間に合います。庁舎集約化など、施設の統合については白紙に戻し、町民の意見を聞くとともに、災害、コロナパンデミックから町民を守るために、庁舎などの施設がどうあるべきかを考えることを求めますが、答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 公共施設の最適配置の必要性については、これまで一般質問や全員協議会の場で御説明をしてまいりました。

この場で改めて説明させていただくことは控えさせていただきますが、さきの12月議会でも答弁しましたとおり、住民の皆様と直接お会いすることは大切なことであり、住民説明会でしっかりとお伝えしたいと考えております。このため、議員がおっしゃる計画そのものを白紙に戻すという考えはございません。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。再質問を行います。

公共施設の統合については、庁舎の集約と愛知川公民館が解体されハーティーセンターに統合されるという計画に、町民の方は不安を持っておられます。秦荘地域の方にとっては、役場が遠くなり不便になるという懸念、愛知川地域の方にとっては、愛知川公民館がなくなり不便になるという懸念が中心だと考えます。どちらにしても、不便になるという心配です。現在、図書館は秦荘と愛知川の両方にありますが、統合の計画はありません。また、スポーツ施設の統合も計画されていません。学校、幼稚園なども同じです。言えることは、身近な場所に施設があるということが、住民の利便性を向上させ、安心感を与え、住民サービスにつながるということです。住民サービスが優先される、町民と向き合った行政の推進を求めます。これについての町長の答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

そもそも私がお話をしておりますのは、やはり住民の皆様の利便性を下げていかないということ、また安心、安全ということが大変重要でございますので、住民の皆様には御安心を頂くということに引き続き努めていくというものでございます。

今ほど瀧議員がおっしゃってくださいました各施設の方向性というところでの御懸

念がないような形をしっかりと担保していくということが、町の計画になされております。

具体的なものといたしましても、この秦荘庁舎でございます。これが役場が遠くなってしまうということを今ほど述べられましたけれども、あくまで秦荘庁舎はしっかりと支所として、今までお受けをしていた様々な行政の手続、事務ということを上回る、今までよりも幅広い事務をお受けできるという体制を組んでおるものでございます。

また、それ以外におっしゃっていただきました公民館、これがハーティーセンターへということでおっしゃっていただいている部分でございますけれども、愛の郷を多機能で住民の皆様にとしっかりとお使いいただける施設に、改修を入れていくというものでございます。

また、この事柄でございますけれども、もちろん今まであったものがあつたほうがうれしいというのは、それぞれ心理にあるというふうには思います。一方、私が、この4年少しをさせていただいておりますけれども、私が就任した頃にも、ちょうどハーティーセンターの屋根を直すのに1億5,000万円、そしてから、けんこうプールの大規模修繕に3億円というお金が発生しておりますし、また今、愛の郷の空調も、当初は1億円ぐらいかかるかというような見積りもあつたんですけれども、これも予算という中では今、約5,000万円台ということでも言われておりますが、維持管理に非常にお金がかかってきているということも、併せて現実でございます。

また現在、ハーティーセンターの吊り具、前にもちょっと愛知川公民館の吊り具ということで、私が200万円ぐらいでしようかなんていうことを話したら、いやいや、2,000万円かかるんですよというお話を受けたということをお報告しましたけれども、ハーティーセンターの吊り具もいよいよ改修をしていかねばならないと。この見積りも、今3億円というような金額が出てきております。そういうものでは、町内の皆さんに喜んでいただいている、維持管理をしてきているそれぞれの施設でございますけれども、そのためにはかなりの費用をこのハードの維持管理ということに向けているということも事実でございますので、いつかのタイミングでは、これはやはり向き合わねばならないということは、議会の先生方、また住民の皆様も共通の理解としてお持ちだと思っておりますので、そういう点におきまして、安心を頂ける計画ということをおつくり上げてきているものでございますので、しっかりとその部分を御説

明をしていくということが肝要であるなというふうに捉えておるものでございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。

今、答弁いただきましたけれども、公民館につきましては、この愛知川公民館は何も貸し館だけの場所ではなく、公民館としての機能を持ったものです。公民館法に基づいた公民館です。それを秦荘の公民館があったわけですが、それもなくなり、1つにされたわけです。それをまたなくしてハーティーセンターに統合ということになりますと、ハーティーセンターは指定管理でやっております。貸し館はできても、公民館の機能は持てないものと思います。その辺は、やはり愛荘町にとって損失になると思います。社会教育を充実させていくためにも、公民館、やはり使える形で、住民の方も申ししております、使える形で残してほしいというふうに、よく私も、自分自身お聞きしているわけです。

そういうことで、公民館についてもそうですし、やはり、住民に向き合った町政、住民の立場に立った町政というものを考えたときに、やはり住民サービスは、充実をすることは、絶対に必要だと思います。秦荘庁舎が支所になるということを考えますと、今の秦荘庁舎から支所になった場合、住民のサービスは向上するのでしょうか。私はそうは思いません。やはり、庁舎でいたほうが、サービスは支所よりもサービスが行き届くと思いますし、例えば先ほど議長もちょっと最初に言われましたけれども、昨日の夜でも、東北のほうで大きな地震があったわけです。そういうときでも、やっぱり身近なところにそういう庁舎がある、そして職員さんも対応してくれる。そういうことがないと、やはり住民の安全につながらないと思います。何回お聞きしても同じだと思いますけれども、私の考えはそういう考えなので、これで次の質問に移らせていただきます。

最後に、年末年始の大雪について質問します。

年末年始は大雪になり、大変な状況になりました。町民の方々から頂いた多くの御意見は、通学路の雪がどけられていない。子供たちが通学するのが困難。除雪してほしいとのことでした。この対策について、答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 教育次長。

○教育次長（上林市治君） 通学路における除雪作業については、従前から保護者や地域の皆様に御協力をお願いし、実施いただいています。

一方、今回の年末年始における記録的豪雪においては、通学が一層困難であると把握しておりましたので、1月7日の3学期始業に向けて、教育委員会では1月5日に町内全域の小中学校通学路における積雪状況を確認いたしました。

積雪状況は近年まれに見るものであり、そうした中で、児童生徒がやむを得ず車道を歩く状況が想定されたことから、子供たちの安全確保のため、急遽1月6日に役場職員30名に加え学校教員が出動し、1日かけて人力で除雪作業を行い、全ての対象区間の除雪作業を執り行いました。

学校や行政の力だけで通学路全体の除雪対策は困難であるため、地域ぐるみで子供たちの通学路の除雪対策を実施できるよう、引き続き御協力をお願いしたいと存じます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。今、答弁を頂きまして、本当に1月6日、このように30名の方で除雪をしていただいたということは、本当に御苦労さまでございました。

過去にも、御答弁のほうもありましたけれど、地域の方々に御協力をお願いして、通学路の歩道を除雪していただくのは第1の対策かと考えますが、どこの自治会にも属していない道や、地域の出動が無理な場合もあります。そういう通学路は、道路と同じように人を雇っての除雪をしていただいたらどうかと考えるところですが、年に何回かのことですので、子供たちの安全を考えた対策を求めるところですが、これについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 瀧議員の御質問にお答えします。

町内の道路におきましては、国道、県道、町道、里道など道路管理者がおのおの異なる道路等もございまして、全ての歩道が、また通学路にもちょっとなってはおりません。

そうした中で、歩道を除雪するというにつきまして、通学路ともなっている歩道の除雪についてですが、当町としましても、主要な町道をまずは除雪を行い、交通確保を図っているという中で、歩道の除雪、通学路の除雪についても、今ほど申し上げましたように、おのおの道路管理者との連携もございまして、庁内関係課との連携も踏まえまして、今後、どのような対策を講じていくべきかというのは考えていき



たいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ぜひ、前向きに考えていただきますようによろしく願いします。

それでは、最後の質問になりますけれども、移りたいと思います。

雪による家屋などの被害のお話もお聞きしました。莫大な修理費用がかかったとのことでした。雪による被害状況について、町としてどのように把握しているのか。また、補償についてはどうなのかについて答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

昨年末において、観測史上最大の24時間降雪量が確認され、町内においても大雪の影響から屋根瓦の崩落が数件見られたとの報告を受けており、被害者の届出による建物保険対応として、被災証明書を4件発行をさせていただいたところでございます。

町内の被害状況につきましては、被害の大小もあることから全てを把握しているものではありませんけれども、情報を頂いた家屋につきましては、建設・下水道課による現地確認を行っております。

また、災害により被害を受けた住居に対する支援につきましては、町として愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金の貸付制度を設けているほか、滋賀県と住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度がございますが、建物に関する補償制度につきましては、今のところはございません。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 町民の方は、住民に寄り添う行政の存在を求めていると考えます。やはり、現場を見に行き被害の状況を調べたり、そして、また制度について知らせるなど、私もこれ、今お聞きしまして、初めてこのようなものがあったというのを知ったわけですが、やはり親切な対応というのか、そういう制度についても知らせるなど、そういう親身な対応を行っていただくことを要望いたしまして、答弁はよろしいですけれども、これで一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

---

○議長（村田 定君）　これで本日、5名の一般質問を終わります。

---

◎延会の宣告

○議長（村田 定君）　お諮りします。本日はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君）　異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。再開は、3月18日午後1時から本会議を開催します。  
本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会　午後5時32分